【資料１】

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

（ 案 ）

令和　年　月

豊　　山　　町

目　次

第１章　総　論
１．計画策定の趣旨 …… 1
２．計画の位置づけ …… 2
３．計画の期間 …… 3
４．計画の範囲 …… 3

第２章　現計画の総括
１．目標達成状況 …… 4
２．施策の実施状況 …… 7

第３章　現状の把握
１．地域の概要 …… 9
２．自然条件 …… 10
３．社会条件 …… 11
４．上位計画・関連計画 …… 15

第４章　ごみ処理基本計画
１．ごみ処理の現状 …… 17
２．現状施策におけるごみ発生量の見込み …… 28
３．ごみ処理の課題 …… 31
４．ごみ処理基本計画 …… 32

第５章　生活排水処理基本計画
１．生活排水処理の沿革 …… 44
２．生活排水の処理主体 …… 44
３．生活排水の処理体系 …… 45
４．生活排水処理形態別人口の推移 …… 46
５．し尿及び汚泥の発生状況 …… 47
６．生活排水処理費用の推移 …… 48
７．収集・運搬 …… 48
８．生活排水処理施設 …… 49
９．生活排水処理の課題 …… 50
10．基本方針 …… 52
11．生活排水処理に係る方策 …… 53
12．基本計画 …… 54
13．普及啓発のための方策 …… 56

第６章　計画の推進
１．低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮 …… 57
２．計画の推進 …… 57

第１章　総　　論

１．計画策定の趣旨

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

人類は未開の土地すなわちフロンティアに進出して資源が豊富な土地を獲得し、食料や物を生産する土地を切り開き、資源から食料や物を生産するための技術・システム・制度を作り出すことで人口を増やし経済社会を発展させてきました。その努力を積み重ね、他国との競争に打ち勝ち、大量の資源を確保できる地域や生産した大量の食品や物を消費する人口を抱えた地域を勢力圏とした国は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度を向上させることで物質的な豊かさを手に入れ先進国となりました。

しかし、このような大量生産・大量消費型の社会を構築していく過程で様々な問題が生じ、人類の将来の生存基盤を脅かしつつあります。こうした危機感を背景に、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが進められています。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食料や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せるような技術・システム・制度、すなわち、資源生産性の高い循環型社会を構築し、世界に広げることで、資源を巡る争いがなく誰もが持続可能な形で資源を利用できる世界を目指すことです。

このような世界を目指すため、わが国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に進めています。

豊山町（以下、「本町」といいます。）では、平成 21 年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、「循環型社会を実現することにより、環境保全に寄与するまち」を将来像として、ごみ減量目標と、生活排水処理の目標を掲げ、資源循環型社会の構築に取り組むとともに、ごみ処理の広域化を進めるため、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは平成 22 年度から名古屋市ごみ処理施設で委託処理を実施しています。

以上のような背景から、一層の廃棄物の減量・資源化を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立ち循環型社会の形成を進めるため、現計画の施策と目標を見直し、「第 2 次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）に策定します。

2．計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、本町総合計画に示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づく基本方針の趣旨に則った計画で、長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、一般廃棄物の排出の抑制及び発生から最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

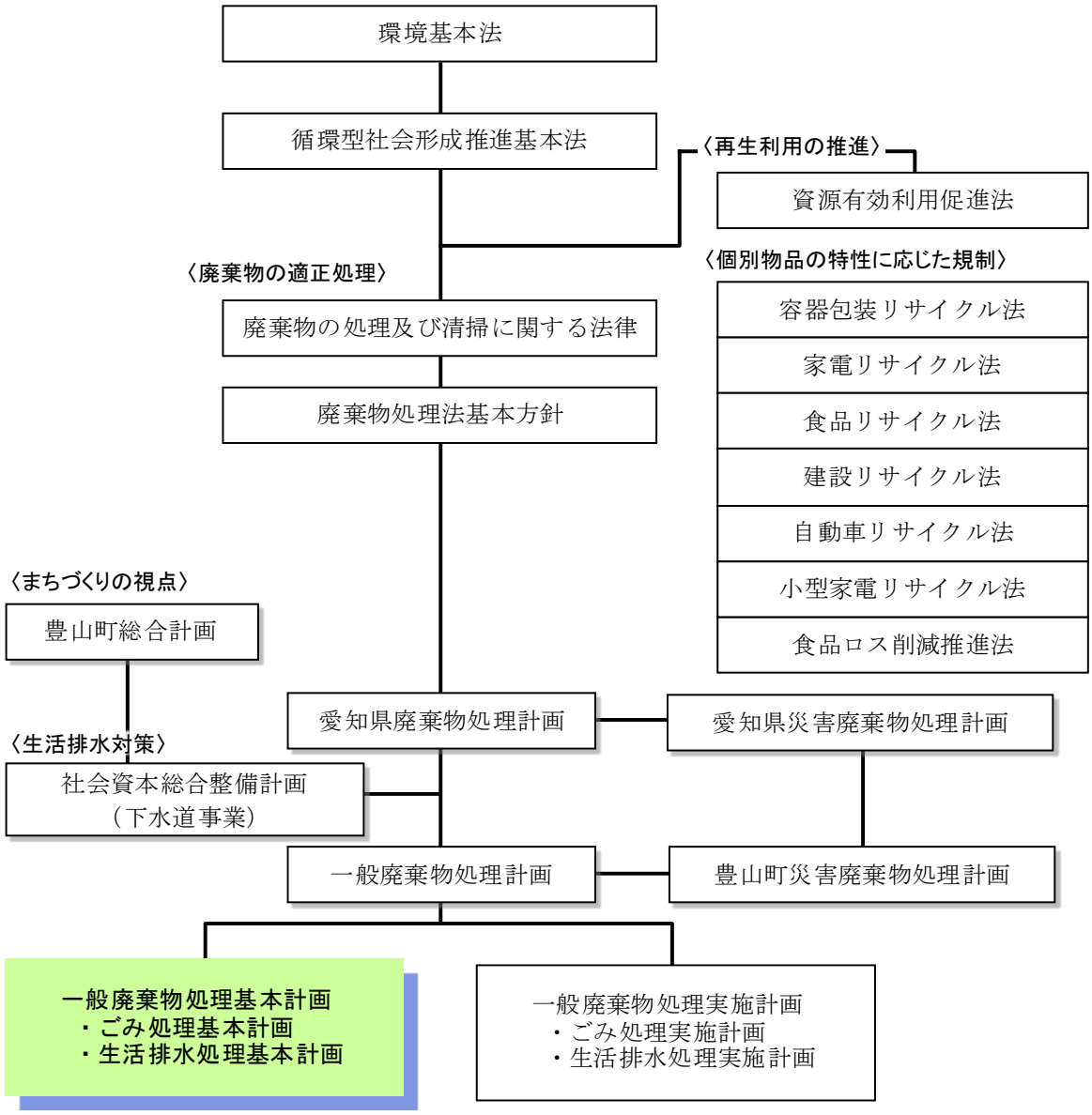

図 1-1　計画の位置づけ

３．計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度を計画初年度とし、令和 16 年度を目標年度とする 15 年間を計画期間とします。

なお、計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

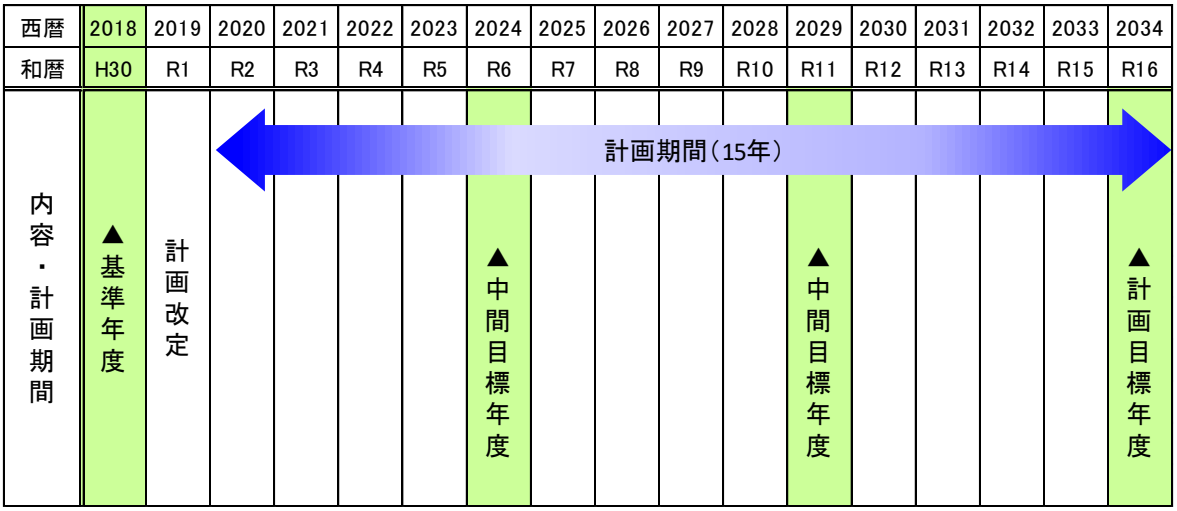

図 1-2　計画の期間

４．計画の範囲

本計画の対象区域は、本町全域とします。

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-3 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

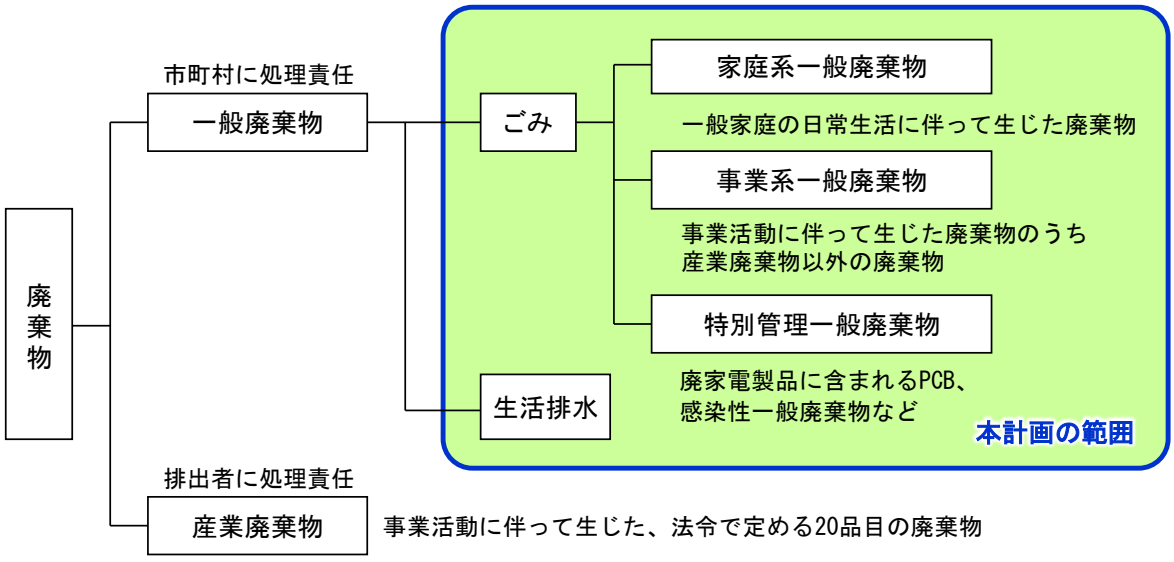

図 1-3　廃棄物の種類と計画の範囲

第２章　現計画の総括

１．目標達成状況

現計画で定めた減量目標の達成状況は、表 2-1 に示すとおりです。

なお、現計画では鴨田エコパークに搬入された事業系生ごみの量がごみ排出量として計上されていないため、平成 20 年度の実績値と目標値に相違があります。

表 2-1　現計画の目標値と実績

項目	単位	実績値		目標値	評価
		平成 20 年度	平成 30 年度	平成 33 年度	
家庭系ごみ原単位	g/人・日	616	614	568	×
資源化量原単位	g/人・日	125	77	128	×
事業系ごみ 1 日あたり排出量	t/日	12.2	6.0	11.4	○
総排出量原単位	g/人・日	1,586	1,069	1,465	○

注）評価は、「○：達成」「△：概ね達成」「×：未達成」としました。

（１）家庭系ごみ原単位

平成 20 年度実績に対し 7.8%・48g の削減を目標とした家庭系ごみ原単位は、平成 30 年度実績で 614g と 0.03%・2g の削減であり、目標達成が厳しい見込みです。

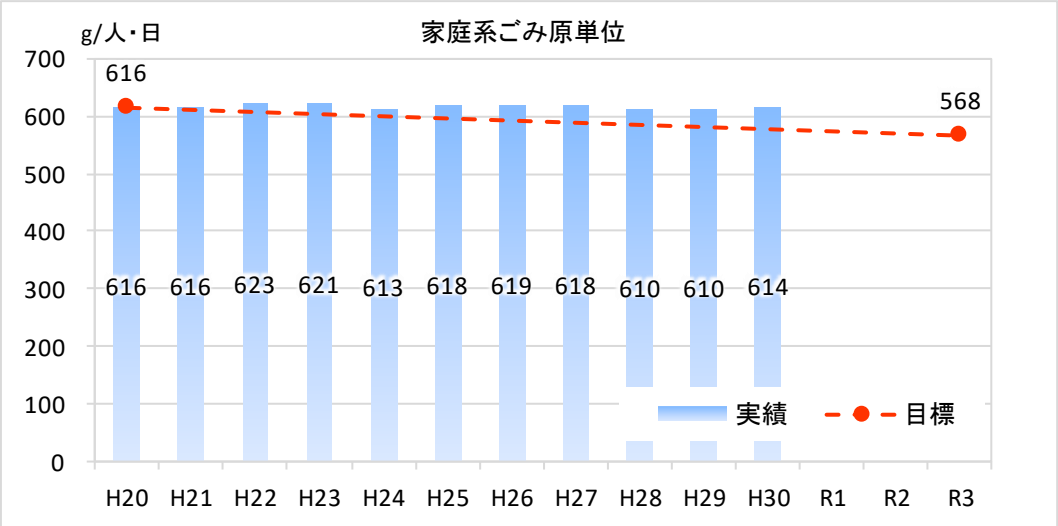

図 2-1　家庭系ごみ原単位の実績と目標

（2）資源量原単位

平成 20 年度実績に対し 2%・3g の増加を目標とした資源量原単位は、スーパーなどに設置されている民間事業者による古紙回収ボックスなどへの排出が増えたことで町の把握できる資源の量が減ったことから、平成 30 年度実績で 77g と目標を大きく下回り、達成が厳しい見込みです。

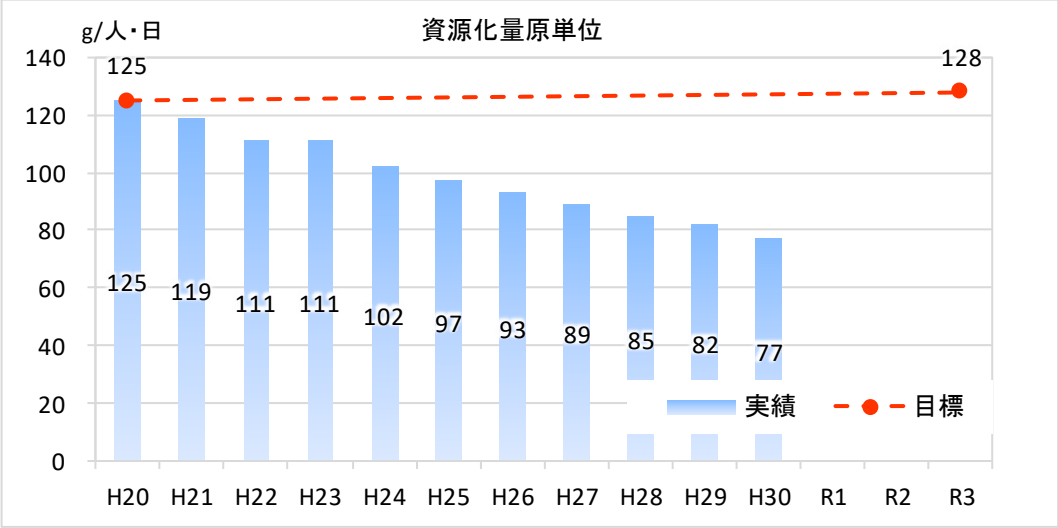

図 2-2　資源量原単位の実績と目標

（3）事業系ごみ 1 日あたり排出量

平成 20 年度実績に対し 7%・0.8t/日の削減を目標とした事業系ごみ排出量は、平成 22 年度に事業系ごみ処理手数料を 1kg あたり 20 円から 32 円に値上げしたことにより、平成 30 年度実績で 51%・6.2t/日削減されており、目標を十分達成できる見込みです。

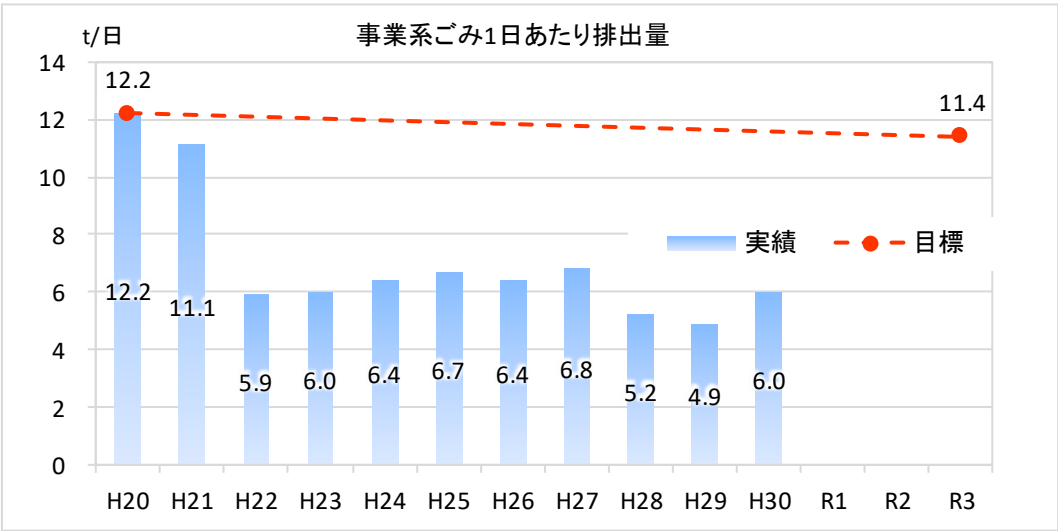

図 2-3　事業系ごみ発生量の実績と目標

（４）総排出量原単位

平成 20 年度実績に対し 7.6%・121g の削減を目標とした総排出量原単位は、事業系ごみ排出量が大きく減少したことで、平成 30 年度実績は 1,069g となり、目標を十分達成できる見込みです。

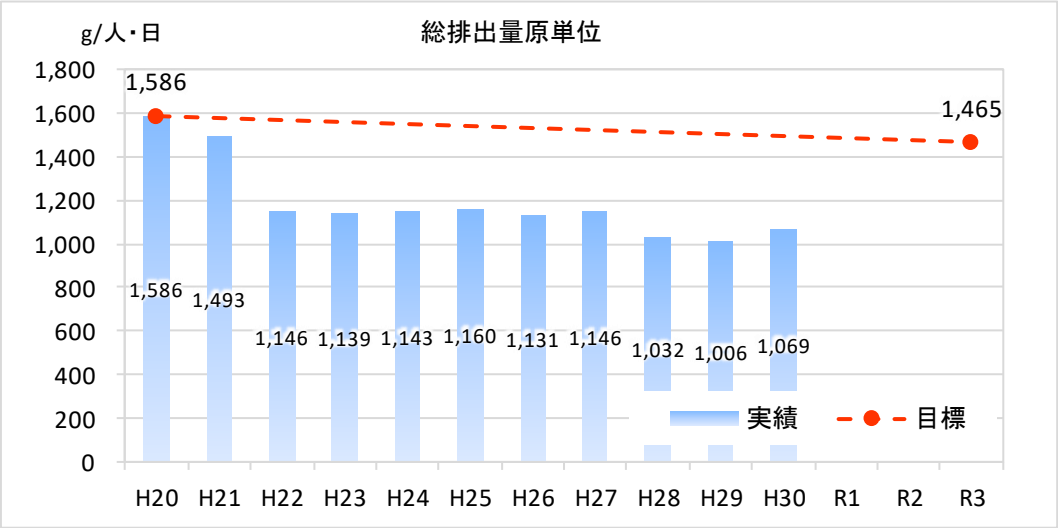

図 2-4　総排出量原単位の実績と目標

２．施策の実施状況

現計画に示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2（1-1）現計画の施策実施状況（町の取り組むべき事項）

施策		実施状況	評価※
手数料	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	様々なごみ減量施策を実施するにあたり、協力を求める観点から手数料負担の検討を行いませんでした。	×
	事業系ごみの適正な手数料負担の検討	平成 22 年度に名古屋市ごみ処理施設搬入に伴い処理手数料を 20 円/kg から 32 円/kg に改めました。	○
体制整備	町民・事業者・行政の協働	環境イベント等を通して啓発を行いました。	○
	環境教育	環境イベント等を通して教育を行いました。	○
	分別指導の徹底	廃棄物減量等推進審議委員を通じてごみ減量や分別の徹底を図りました。	○
	拠点回収の拡充	スカイプール駐車場において金・土・日曜日の期間リサイクルステーションにおいて資源回収を拡充しました。	○
	小売店での資源回収の推進	小売店において容器包装リサイクル法に基づく自主的な回収が行われています。	○
広報啓発・指導	挑戦目標の設定	ごみ減量化に向けて町民が行うごみ減量の取組について、具体的な設定を行うことができませんでした。	×
	広報ツールの充実	広報誌及びホームページ並びに出前講座等で情報提供や啓発を行いました。 「ごみの分け方・出し方」パンフレットの全戸配布を行いました。	○
	町民参加型のイベントへの支援・協力	エコ料理体験や環境フェスティバルを開催しました。	○
	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及、広報啓発	広報誌及びホームページ並びに出前講座等で情報提供や啓発を行いました。	○
	環境教育の推進	ごみゼロ運動等における分別作業を実施しました。	○
	事業者に対しての広報啓発・指導	不適正排出事業者への個別指導を実施しました。	△

※評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」

表 2-2（1-2）現計画の施策実施状況（町の取り組むべき事項）

施策		実施状況	評価※
情報提供	清掃工場における処理方法、処理費用等の広報、バイオマス利用の情報提供	広報誌及びホームページ等により情報提供や啓発を行いました。	○
	処理費用等の広報	ごみ処理は税金で賄われていることについて、広報を通じて情報提供を行いました。	○
助成制度	家庭用生ごみ処理器等購入費補助金制度の拡充	生ごみ処理機等購入費補助金制度の活用をＰＲしましたが、平成 24 年度で補助制度を廃止しました。	○
	集団回収の支援の継続	各種団体に集団回収支援制度をＰＲし、回収実績に応じて支援を行いました。	○
	ごみ減量推進協力店、表彰制度の検討	一部の店舗とレジ袋有料化取組に関する協定を締結することでごみ減量を行いました。	△

※評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」

第３章　現状の把握

１．地域の概要

（１）位置と地勢

本町は、愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は春日井市、西は北名古屋市、北は小牧市に接しています。東西約 2.7km、南北約 3.2km、面積は 6.18km^2 と県内で最も小規模であり、そのうちの 3 分の 1 を県営名古屋空港が占めており、ほぼ全域が名古屋市の都心部から 10km 圏内に位置しています。

県営名古屋空港は、国内各地と航路で結ばれ、中部地方における小型飛行機の拠点空港として機能しています。

町内に鉄道駅がないため、バス交通が公共交通網を形成しており、タウンバスや民間バスが町内外の主要なアクセス手段となっています。

また、国道 41 号線、名古屋高速 11 号小牧線があり、広域的にみても交通利便性の高い地域となっています。

図 3-1　位置図

（２）沿　革

明治 39 年に豊場・青山村が合併し、両村の 2 字が組み合わされて豊山村が誕生しました。その後町制施行により昭和 47 年に豊山町となり、現在に至っています。

2. 自然条件

本町は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、地形は海抜 9 メートル前後と極めて平坦な地形です。域内には、大山川、久田良木川、堂前川、境川などの河川が流れ、うるおい豊かな空間となっています。

気候は、年間を通じて温暖であり、木曽川・庄内川などの沖積地に発達した生産性の高い肥沃な土地を利用して、古くから農業が発展してきました。

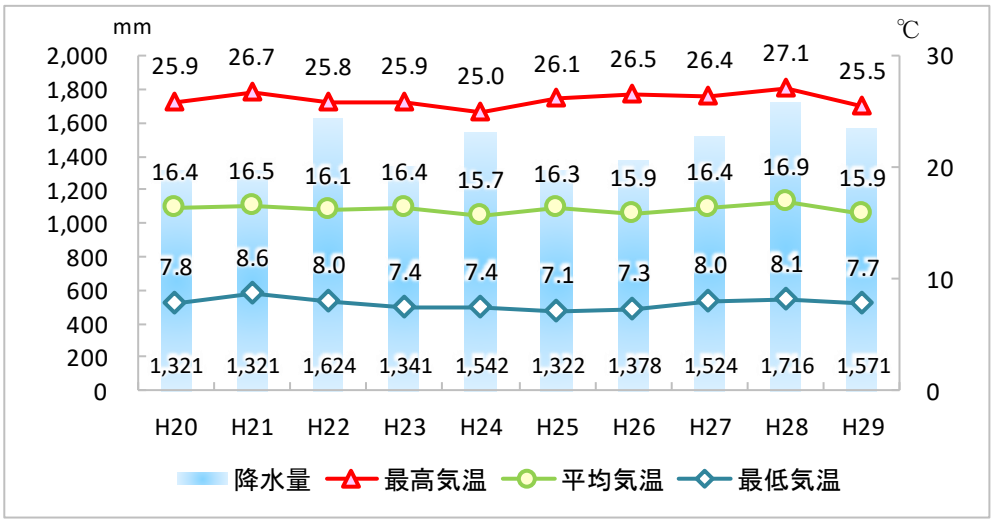

出典：西春日井広域事務組合「消防年報」

図 3-2　気温と降水量

３．社会条件

（１）人　口

①　人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移は、表 3-1 及び図 3-3 に示すとおりです。

本町は、名古屋都心へのアクセスが容易であることや住宅開発が進んだことなどから、人口及び世帯数は堅調に増加を続けています。

表 3-1　人口及び世帯数の推移

区　分	人口（人）				世帯数（世帯）	１世帯当たりの人口（人）
	総　数	男	女	外国人		
平成21年度	14,441	7,165	6,820	456	5,732	2.52
平成22年度	14,624	7,283	6,894	447	5,834	2.51
平成23年度	14,409	7,183	6,805	421	5,690	2.53
平成24年度	14,770	7,380	6,957	433	5,884	2.51
平成25年度	14,972	7,483	7,058	431	5,928	2.53
平成26年度	15,113	7,589	7,107	417	6,063	2.49
平成27年度	15,211	7,639	7,139	433	6,184	2.46
平成28年度	15,394	7,706	7,255	433	6,326	2.43
平成29年度	15,544	7,772	7,330	442	6,433	2.42
平成30年度	15,726	7,851	7,417	458	6,592	2.39

出典：豊山町の統計・各年４月１日

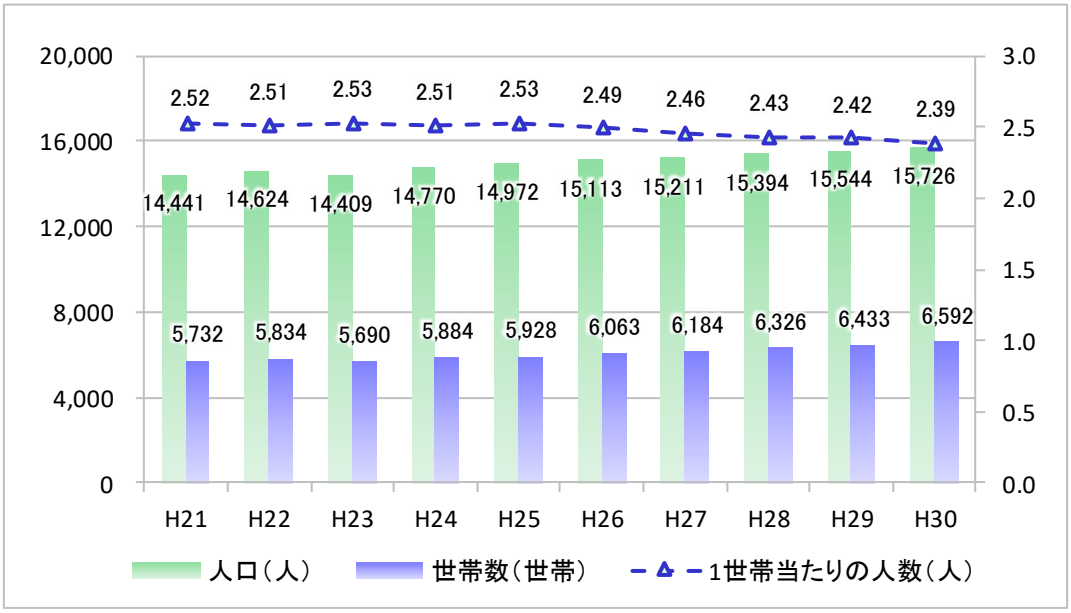

図 3-3　人口及び世帯数の推移

② 人口構成

本町の年齢別人口構成は、図 3-4 に示すとおりです。

40 代を中心とした世代に厚みのある人口構造で、0～14 歳の子どもや 15～64 歳の現役世代が多い年齢構成です。

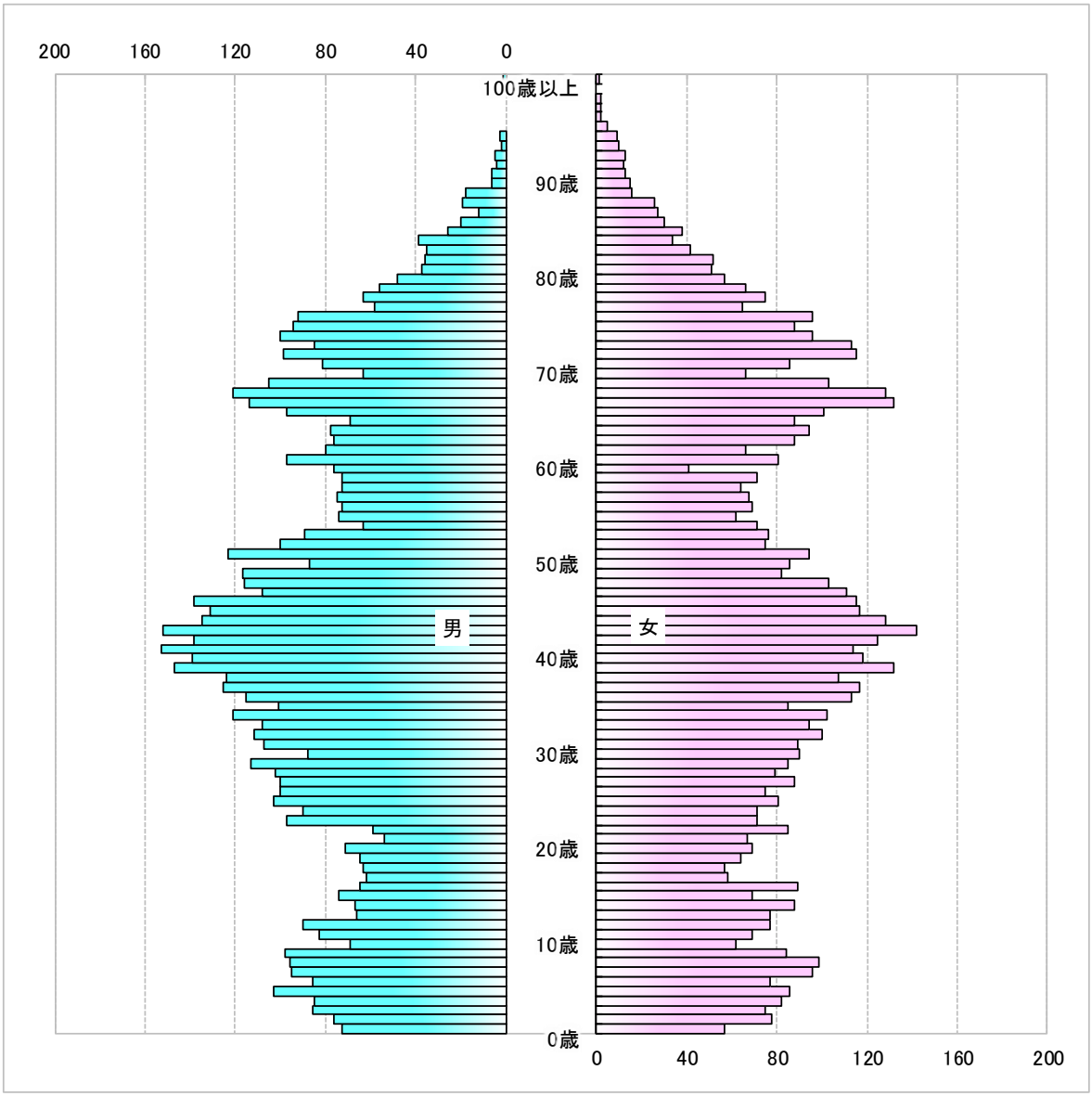

出典：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 3-4　人口ピラミッド（平成 27 年 10 月 1 日）

（2）産　業

①　産業別就業人口

産業大分類別の就業者人口を見ると、第 2 次産業、第 3 次産業がそのほとんどを占めており、第 3 次産業の割合は増加しています。

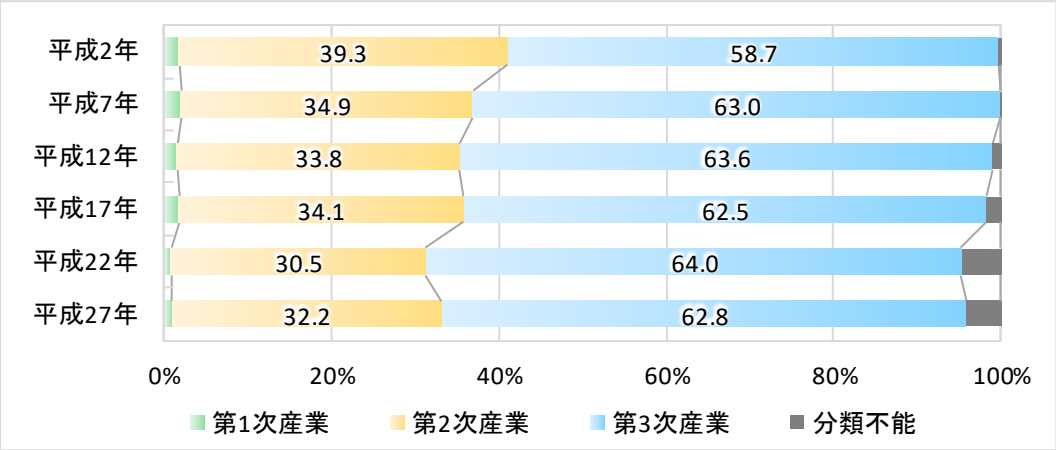

出典：国勢調査

図 3-5　産業大分類別就業人口の推移

②　農　業

本町の農業は、濃尾平野のほぼ中央に位置しており、平坦な沖積地であることから、古くから稲作を中心とした農村地域として発展してきました。また、名古屋市近郊にありながら、農地が町域の約 10 分の 1 を占めています。近年は稲作のほか、野菜栽培が中心となってきており、レジャー農園が町民に利用されています。

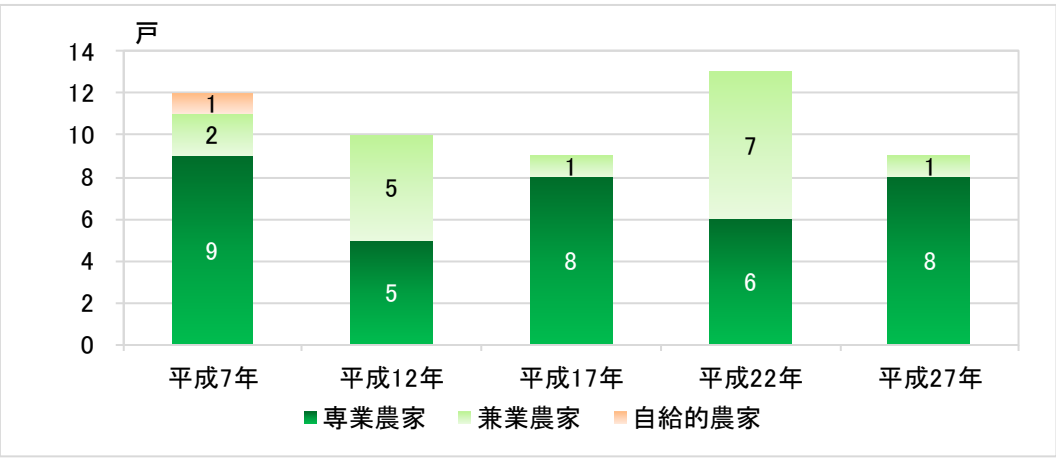

出典：愛知県統計年鑑（世界農林業センサス）、平成 27 年は「あいちの農林業」

図 3-6　農家数の推移

③　工　業

本町は、名古屋都心部から 10km 圏内に立地するという恵まれた立地にありながら地価が名古屋市の約半分という魅力的な条件で、高速道路が町域を囲み、道路状況に恵まれていることから、町内には食料品、パルプ・紙、金属製品、生産用機械、電子機器、輸送機械などの分野の企業が進出しています。

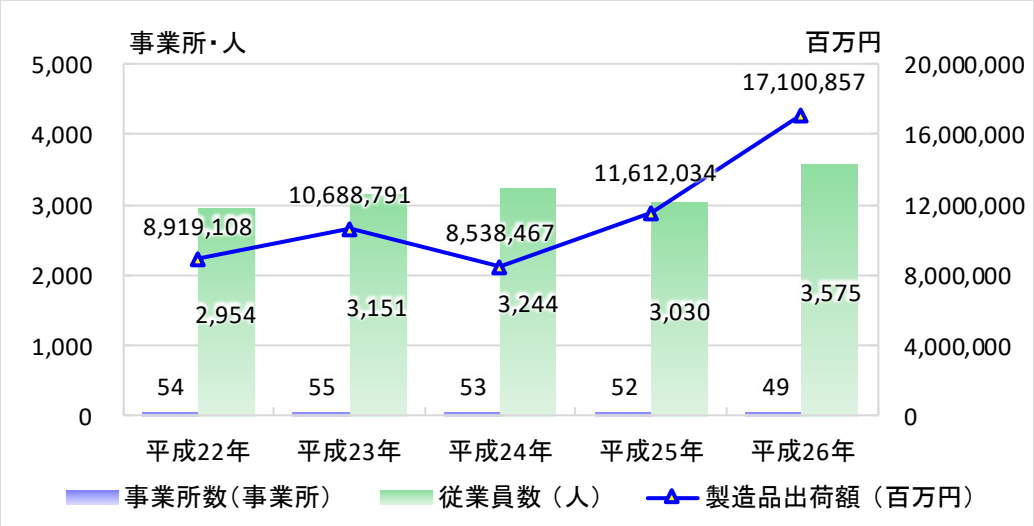

出典：工業統計調査

図 3-7　工業の推移

④　商　業

本町は、名古屋市中央卸売市場北部市場が設置されていることもあり、卸売業の年間商品販売額が約 9 割を占めています。

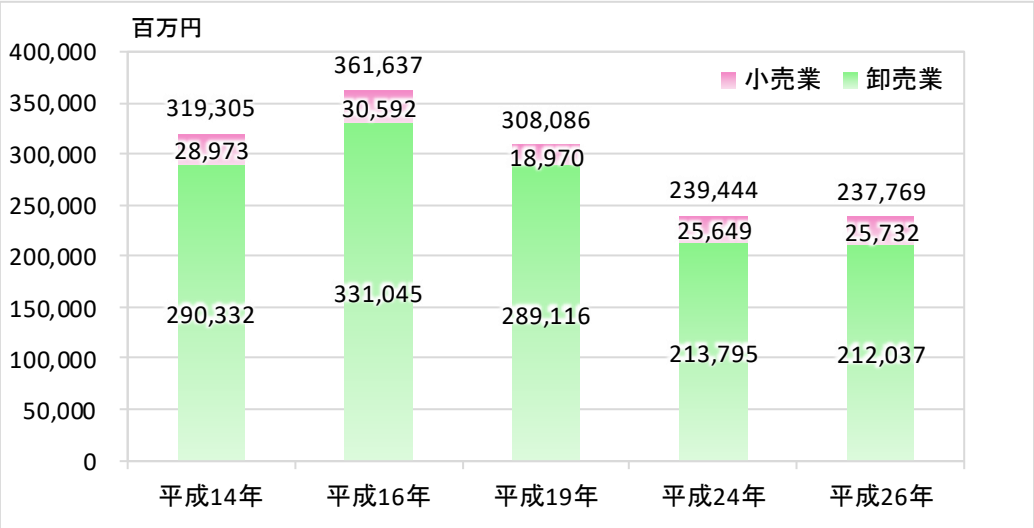

出典：愛知県統計年鑑（商業統計調査）、平成 24 年は「経済センサス-活動調査」

図 3-8　年間商品販売額の推移

（３）土地利用

本町の土地利用は、大きな変動は見られないがわずかに農地が減少し工業地が増加しています。

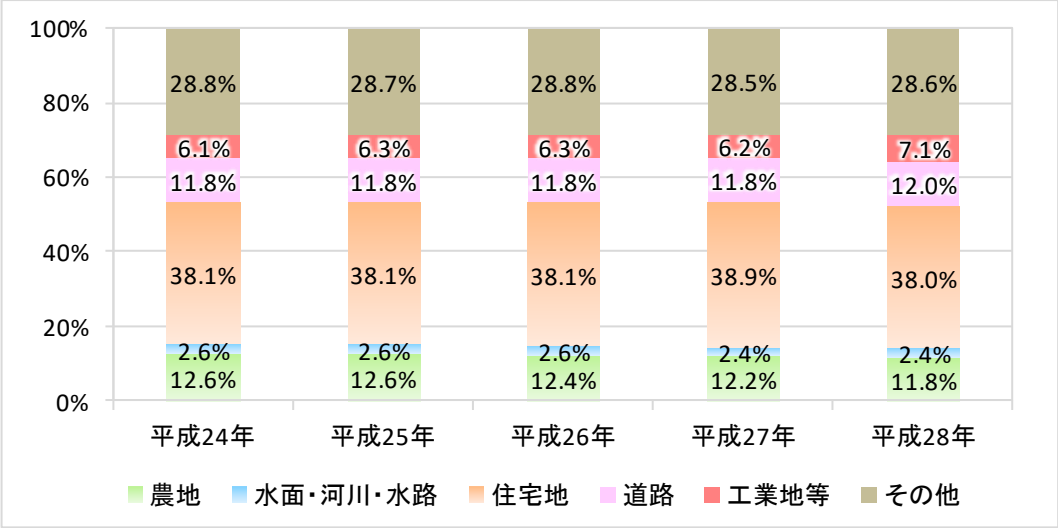

出典：愛知県地域振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」

図 3-9　土地利用の推移

４．上位計画・関連計画

（１）第２次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

愛知県ごみ処理広域化計画では、豊山町及び北名古屋市で構成する北名古屋衛生組合（以下、「組合」といいます。）のごみ処理施設について、名古屋ブロックの中で広域化を進めることが定められ、本町は平成 22 年度から名古屋市にごみ処理を委託し、令和 2 年の稼働に向けて名古屋市北名古屋工場（仮称）の建設が進められています。

表 3-2　第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の概要

項　目	内　容
計画名称・策定年月	第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画・平成 21 年 3 月
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度
整備計画	13 の広域化ブロックを基本に、可能な限り焼却能力 300t/日以上の全連続炉への集約化を目指し、焼却施設の整備を進める。
施策の内容	・名古屋ブロック（名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町、あま市） ・整備計画 新清掃工場建設時に北名古屋衛生組合環境美化センターを統合することにより、5 施設への集約化を目指す。

（2）豊山町第５次総合計画

豊山町第 5 次総合計画では、まちづくりの基本理念「小さくて キラリ と輝くまちづくり」と将来像「一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ」を掲げ、本町が目指すまちの将来像の実現に向けて3つの重点目標「暮らしがキラリと輝くまちづくり」と各分野に実現を目指す 7 つの分野別まちづくり目標を設定しています。目標 2：「自然にも人にも優しい持続可能なまち」の施策に一般廃棄物処理に関する目標と主要施策が記載されています。

表 3-3　豊山町第 5 次総合計画の概要

項　目	内　容
計画名称・策定年月	第 5 次豊山町総合計画・2020 年 3 月
計画期間	2020 年度～2029 年度
まちの将来像	一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ
一般廃棄物の目標	・年間の家庭ごみ処理量 2018 年度：3,545.4t、2029 年度：3,375.9t 以下 ・年間の資源化率 2018 年度：15.3%、2029 年度：16.5%以上 ・年間の不法投棄件数 2018 年度：33 件、2029 年度：15 件以下 ・下水道の普及率 2018 年度：68.0%、2029 年度：80.0%以上 ・下水道の水洗化率 2018 年度：56.6%、2029 年度：60.0%以上
施策の内容	・ごみ減量対策の推進：豊山町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制と減量化対策を推進します。広報紙や環境フェスティバルなどで４Ｒを周知・啓発し、循環型社会に対する啓発を図ります。 ・適正なし尿処理の推進：広報紙や環境学習などで環境問題に対する啓発を行い、快適に生活できる環境を維持・確保するための意識向上に取り組みます。 ・不法投棄の防止：周辺自治体と連携し、情報交換と啓発活動を実施します。不法投棄防止パトロールなど、不法投棄がされない環境整備を実施します。 ・下水道の整備：事業計画に基づき、下水道の未普及地域の解消に向けて、整備を促進し、適切な維持管理を行います。

第４章　ごみ処理基本計画

１．ごみ処理の現状

（１）ごみ処理の体制

①　分別区分

本町が収集・回収する家庭から出るごみの分別区分は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1　分別区分（令和元年度）

分別区分			種類
生活系ごみ	家庭系ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、木くず、革・ゴム製品、CD、MD、ビデオテープ、おもちゃ、リサイクルできない紙類など
		不燃ごみ	陶器、乳白色ビン、電球、傘、ガラス類など
		粗大ごみ	机、タンス、オーディオ、自転車、畳など
		乾電池	乾電池
		ライター	ライター
		蛍光灯・体温計	水銀含有物
	資源	びん	無色びん、茶色びん、黒色びん、青・緑色びん、ビールびん、一升びん
		缶	飲料用、ビール、お菓子、のり、お茶などの缶 ※アルミ・スチール・スプレー缶に分別する。 ※スプレー缶は、穴を空けないで出す。
		ペットボトル	飲料用、酒類用、調味料用 ※キャップは必ず外してプラスチック製容器包装に出す。
		プラスチック製容器包装	プラマークの付いている容器・包装材
		食品トレイ	白色食品トレイのみ ※透明・色・柄物は、プラスチック製容器包装に出す。
		古紙類	新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パックなど ※種類別に十文字にしばる。雑紙は、雑誌に挟むか紙袋に入れて出す。
		古布類	古着など

② ごみ処理フロー

本町の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、平成 22 年度から名古屋市ごみ処理施設で委託処理を行っており、中間処理後の焼却残渣は、組合及び公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）の最終処分場に埋め立てられています。

その他の処理・処分を必要とする、蛍光灯、乾電池などの有害・危険ごみは、専門業者に委託し、処理を行っています。

資源の回収は、本町が地区の集積所とリサイクルステーションで行う資源分別収集に加えて、町民の団体による集団回収も行われています。

また、事業系生ごみの一部は、組合の鴨田エコパークで資源化が行われています。

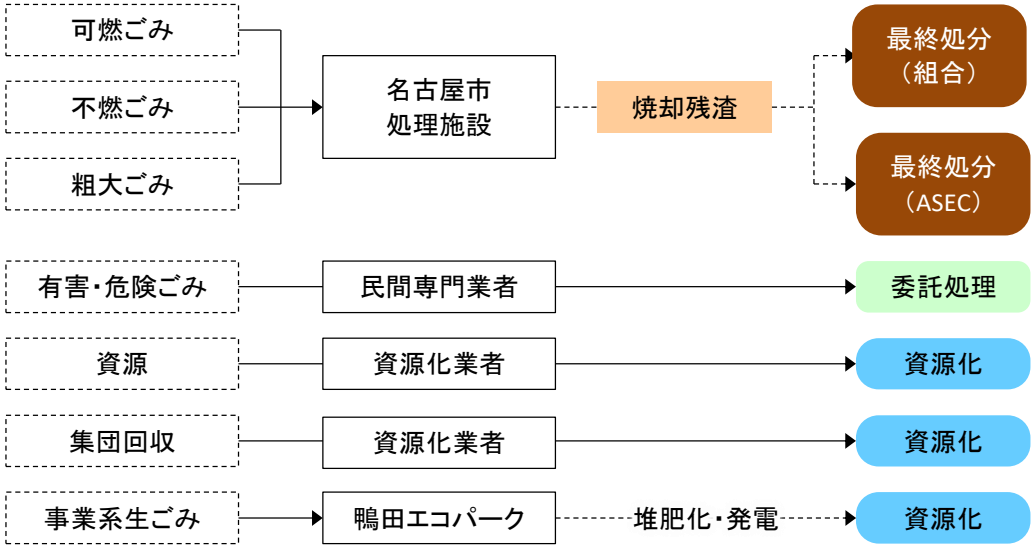

図 4-1　ごみ処理フロー（令和元年度）

③　収集・運搬

本町における令和元年度の収集・運搬体制は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2　収集・運搬体制（令和元年度）

分別項目		収集形態	収集方法	収集回数
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託	路線収集	週 2 回
	不燃ごみ			月 2 回
	粗大ごみ		戸別収集	週 1 回
	乾電池		拠点回収	随時
	ライター			
	蛍光灯・体温計			
資源	びん	委託	ステーション回収	月 2 回
	缶			
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装			
	食品トレイ			
	紙パック			
	古紙類			月 1 回
	古布類			
	上記資源		拠点回収	毎週金・土・日

④　中間処理

本町の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、名古屋市に処理を委託しています。

乾電池、ライター、蛍光灯は、水銀含有製品の処理を行う専門業者に委託し、処理を行っています。

また、家庭から出る食用油と、事業系生ごみ（有機性廃棄物）の一部は、鴨田エコパークでし尿汚泥と混ぜてメタンガス発電と肥料化（資源化）が行われています。

⑤　最終処分

名古屋市のごみ処理施設で中間処理された後の焼却残渣は、組合及び公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）の最終処分場に埋め立てられています。

組合の保有する最終処分場の概要は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3　最終処分場の概要

項　目	内　容
施設名称	北名古屋衛生組合藤岡最終処分場
所在地	愛知県豊田町西中山町向イ原 141 番-1
埋立面積	9,700m^2
埋立容量	91,800m^3
残余容量	50,834m^3（平成 31 年 3 月現在）
埋立開始	平成 7 年 4 月
処理方式	準好気性埋立（サンドイッチ方式）
浸出水処理設備	凝集沈殿処理＋接触ばっ気生物処理＋凝集沈殿処理 ＋砂ろ過処理＋活性炭吸着処理

（２）ごみ処理の実績

①　ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 4-2 に示すとおりとします。

本計画では、町民及び事業者などによって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、町民による自家処理（生ごみの減量化など）などについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、本計画で扱うごみの量とします。

「ごみ総排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源と集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみを「家庭系ごみ」とします。

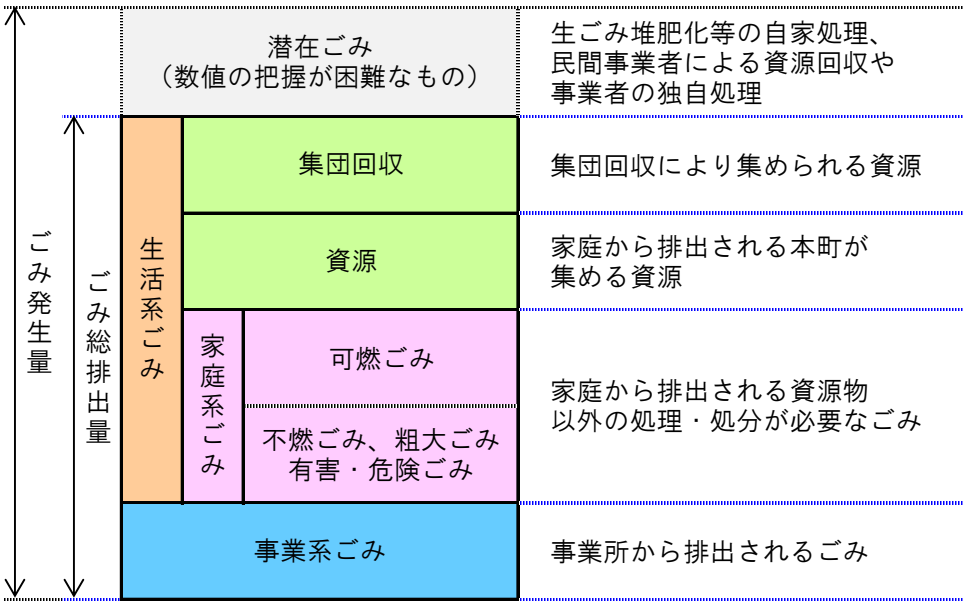

図 4-2　ごみ区分の定義

②　ごみ排出量・処理量の推移

本町における過去 10 年間のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4　ごみ排出量・処理量の推移

項目			単位	実績									
				H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
				2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
処理区域内人口（年度末人口）			人	14,624	14,409	14,770	14,972	15,113	15,211	15,394	15,544	15,726	15,811
現計画目標	ごみ1人1日排出量		g/人・日	616	623	621	613	618	619	618	610	610	614
	資源1人1日排出量		g/人・日	119	111	111	102	97	93	89	85	82	77
	事業系ごみ排出量		t/日	11.1	5.9	6.0	6.4	6.7	6.4	6.8	5.2	4.9	6.0
	1人1日あたりごみ総排出量		g/人・日	1,493	1,146	1,139	1,143	1,160	1,131	1,146	1,032	1,006	1,069
ごみ総排出量			t/年	7,967.07	6,029.55	6,156.27	6,246.29	6,398.42	6,282.03	6,458.15	5,856.44	5,772.74	6,167.49
	生活系ごみ		t/年	3,771.01	3,733.57	3,849.20	3,823.08	3,865.88	3,882.50	3,908.20	3,875.18	3,920.66	3,936.28
		ごみ（家庭系ごみ）	t/年	3,287.33	3,277.73	3,357.38	3,352.36	3,409.06	3,438.63	3,480.25	3,460.16	3,501.18	3,545.44
		可燃ごみ	t/年	2,918.53	2,927.01	3,024.86	3,045.81	3,098.78	3,129.27	3,171.38	3,181.41	3,225.56	3,248.22
		不燃ごみ	t/年	315.57	315.06	290.77	266.60	268.98	263.67	264.82	237.71	225.95	240.30
		粗大ごみ	t/年	49.80	32.95	38.14	35.98	37.82	41.80	40.44	37.76	45.36	52.29
		有害・危険ごみ	t/年	3.43	2.71	3.61	3.97	3.48	3.89	3.61	3.28	4.31	4.63
		蛍光灯	t/年	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.33
		乾電池	t/年	3.43	2.71	3.61	3.97	3.48	3.89	3.61	3.08	4.13	4.13
		ライター	t/年	－	－	－	－	－	－	－	0.20	0.18	0.17
		リサイクル資源	t/年	483.68	455.84	491.82	470.72	456.82	443.87	427.95	415.02	419.48	390.84
		びん	t/年	77.78	77.93	77.41	76.09	75.80	73.20	74.23	73.61	71.70	69.82
		缶	t/年	35.03	35.63	37.93	37.04	36.44	35.03	31.38	31.80	34.36	32.76
		ペットボトル	t/年	29.10	30.88	29.07	29.84	31.64	30.51	30.08	30.36	31.01	32.31
		プラスチック製容器包装	t/年	36.77	38.25	38.03	38.38	38.19	37.95	37.88	38.09	38.94	38.58
		食品トレイ	t/年	3.00	2.90	2.79	2.79	2.61	2.42	2.23	2.09	2.02	2.00
		発泡スチロール	t/年	－	1.09	1.10	1.22	1.47	1.44	1.37	1.26	1.19	1.19
		古紙類	t/年	287.91	252.65	288.71	268.20	253.77	246.59	232.18	218.64	222.19	196.84
		新聞	t/年	163.86	136.75	163.53	149.10	140.64	138.67	131.75	123.49	125.93	106.75
		雑誌	t/年	80.68	69.83	72.69	63.63	62.14	56.03	49.53	45.55	44.27	40.52
		ダンボール	t/年	43.37	46.07	52.49	55.47	50.99	51.89	50.90	49.60	51.99	49.57
		布類	t/年	7.17	7.07	7.96	8.12	7.92	8.06	8.35	7.65	7.03	6.86
		紙パック	t/年	6.92	7.10	6.78	6.53	6.21	5.82	5.58	5.32	5.34	5.31
		金物類	t/年	－	2.34	2.04	2.51	2.77	2.85	4.67	6.20	5.70	5.17
	事業系ごみ		t/年	4,045.07	2,167.92	2,198.86	2,335.39	2,454.82	2,328.77	2,476.90	1,912.18	1,798.02	2,176.66
		可燃ごみ	t/年	3,681.27	1,682.52	1,649.16	1,630.99	1,553.42	1,518.37	1,594.50	1,617.48	1,604.12	1,679.96
		生ごみ（鴨田エコパーク）	t/年	363.80	485.40	549.70	704.40	901.40	810.40	882.40	294.70	193.90	496.70
	集団回収		t/年	150.99	128.06	108.21	87.82	77.72	70.76	73.05	69.08	54.06	54.55
		古紙類	t/年	147.09	124.34	105.05	85.17	75.23	67.97	70.87	66.71	52.23	52.48
		新聞・雑誌	t/年	112.86	98.00	85.03	68.63	59.06	53.80	54.74	50.98	38.82	37.28
		ダンボール	t/年	34.23	26.34	20.02	16.54	16.17	14.17	16.13	15.73	13.41	15.20
		布類	t/年	3.90	3.72	3.16	2.65	2.49	2.79	2.18	2.37	1.83	2.07
中間処理	中間処理量（焼却・破砕）		t/年	6,965.17	4,957.54	5,002.93	4,979.38	4,959.00	4,953.11	5,071.14	5,074.36	5,100.99	5,220.77
	可燃ごみ量		t/年	6,599.80	4,609.53	4,674.02	4,676.80	4,652.20	4,647.64	4,765.88	4,798.89	4,829.68	4,928.18
	不燃・粗大ごみ量		t/年	365.37	348.01	328.91	302.58	306.80	305.47	305.26	275.47	271.31	292.59
資源化	総資源化量		t/年	1,045.65	1,069.30	1,149.73	1,262.94	1,435.94	1,325.03	1,383.40	778.80	667.44	942.09
	資源量（生活系）		t/年	483.68	455.84	491.82	470.72	456.82	443.87	427.95	415.02	419.48	390.84
	資源量（事業系）		t/年	363.80	485.40	549.70	704.40	901.40	810.40	882.40	294.70	193.90	496.70
	集団回収量		t/年	150.99	128.06	108.21	87.82	77.72	70.76	73.05	69.08	54.06	54.55
	中間処理後資源化量		t/年	47.18	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	リサイクル率（再生利用率）		%	13.1	17.7	18.7	20.2	22.4	21.1	21.4	13.3	11.6	15.3
最終処分	最終処分量		t/年	1,159.58	678.99	650.68	757.02	707.83	711.69	679.85	719.93	723.07	738.55
	中間処理後最終処分量		t/年	1,159.58	678.99	650.68	757.02	707.83	711.69	679.85	719.93	723.07	738.55
	最終処分率		%	14.8	11.5	10.8	12.3	11.2	11.5	10.6	12.4	12.6	12.1

ア　ごみ総排出量

1 人 1 日あたりごみ総排出量は、平成 22 年度に事業系ごみが大きく減少したことと、資源及び集団回収の量が減少したことにより、過去 10 年間で 424 グラム削減し減少傾向で推移しています。

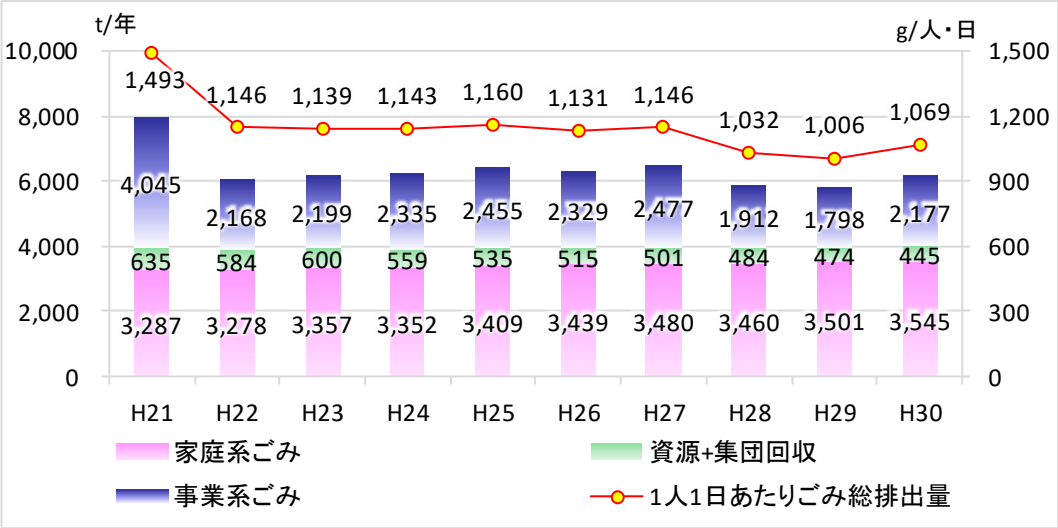

図 4-3　ごみ総排出量の推移

イ　生活系ごみ排出量

家庭から出る資源以外の処理・処分を必要とする 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、過去 10 年間で 2 グラムの削減でした。

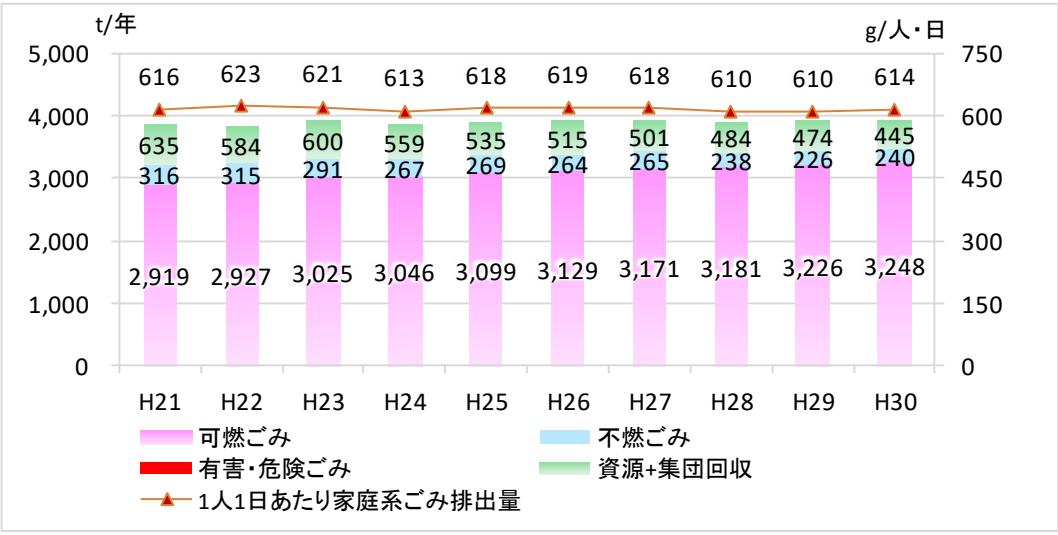

図 4-4　生活系ごみ排出量の推移

ウ　事業系ごみ排出量

事業所から排出される可燃ごみの量は、平成 22 年度に名古屋市ごみ処理施設への搬入に伴う処理手数料の値上げにより事業者によるリサイクルが進み、約 3 分の 2 へ減少しましたが、その後は増加傾向が続いています。

鴨田エコパークに搬入される事業系生ごみは、年変動が大きくなっています。

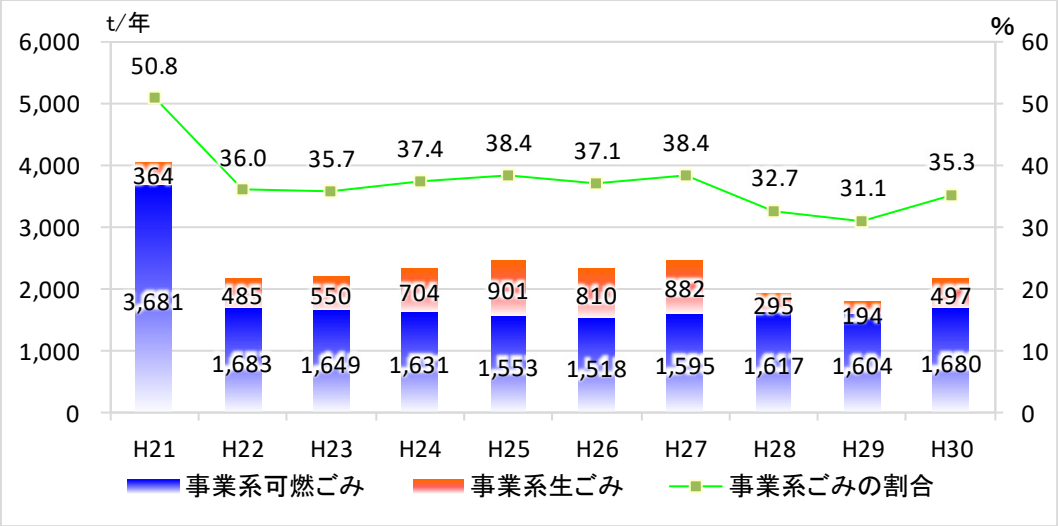

図 4-5　事業系ごみ排出量の推移

エ　資源化量・リサイクル率

本町による資源回収及び集団回収により集められた資源のいずれも減少していることから、過去 10 年間の資源化量及びリサイクル率は減少しています。

なお、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、平成 22 年度以降名古屋市のごみ処理施設で処理を行っていますが、中間処理後の資源化に豊山町が関わっていないため、資源化量の把握は行っていません。

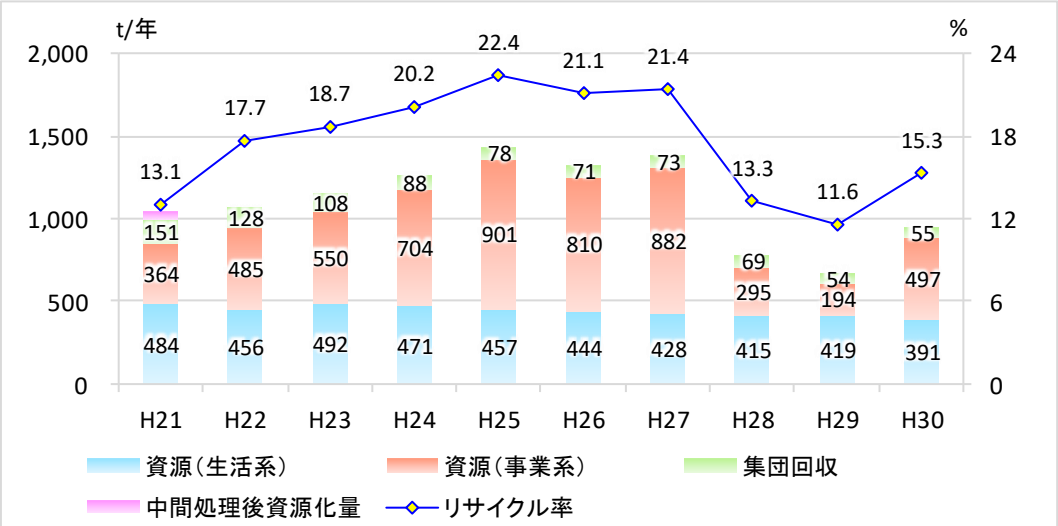

図 4-6　資源化量・リサイクル率の推移

オ　最終処分量・最終処分率

最終処分量、最終処分率の推移は、図 4-7 に示すとおりです。

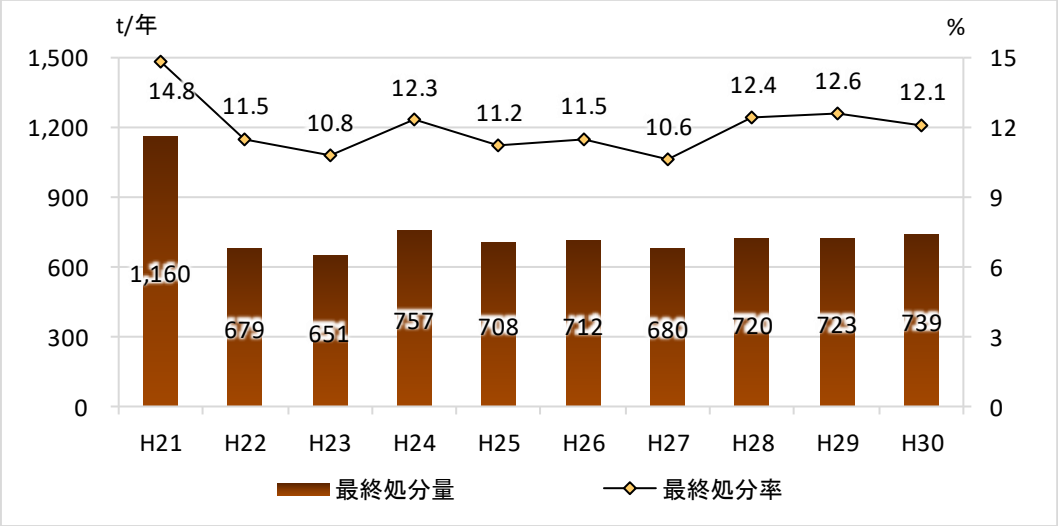

図 4-7　最終処分量の推移

③　ごみ処理費用の推移

本町における過去 10 年間のごみ総排出量、生活ごみ排出量、及び 1 人あたりの処理費用の推移は図 4-8 に示すとおりです。

平成 28 年度の処理費用は旧施設の解体費用及び新施設の土地の購入費用のため、例年に比べて増加していますが、例年の 1 人 1 年あたりの処理費用は 2 万円程度となっています。

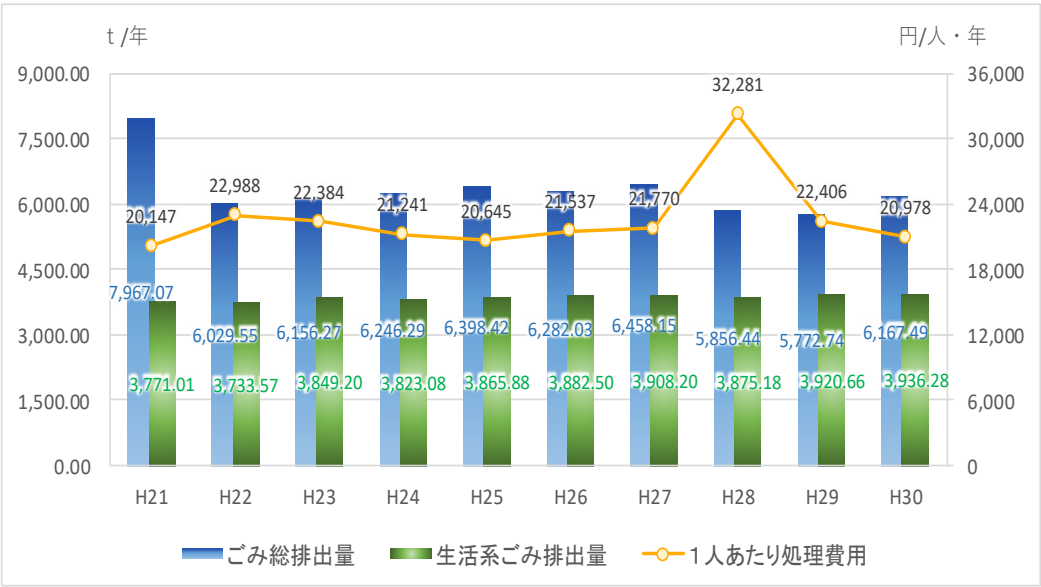

図 4-8　ごみ処理費用の推移

（3）アンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考え方を把握し、計画策定のための資料とすることを目的にして、アンケート調査を実施しました。

①　調査の概要

調査の概要は、表 4-5 に示すとおりです。

表 4-5　アンケート調査の概要

項　目	内　容
調査対象	住民基本台帳から 18 歳以上 1,000 件を無作為に抽出
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和元年 7 月 19 日（送付日）～8 月 5 日（調査票回収期限）
回収状況	回収数：272 通、回収率：27.2%、標本誤差：5.8%

②　調査結果（抜粋）

「資源の分別はしていますか」の問いに対して、容器包装プラスチックの分別を行っていない割合が 4 割ほど認められ、その理由として燃える素材だからとの回答が最も多い状況でした。

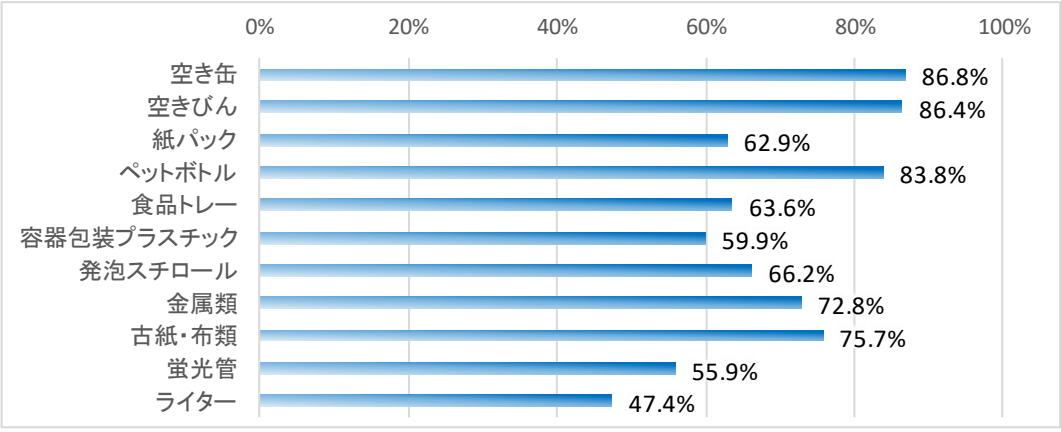

図 4-9　分別しているリサイクル資源の品目

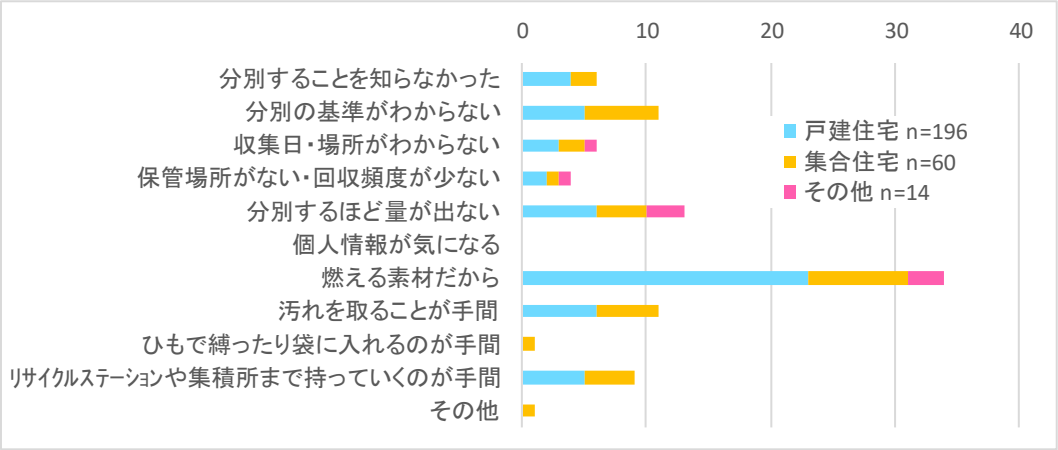

図 4-10　容器包装プラスチックを分別していない理由（居住形態別）

③　住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示された調査項目についてアンケート調査を実施し、住民満足度を算出しました。

調査の結果住民満足度は「4.1 点」となり、平均点 3 点を大きく上回りましたが、3R への取り組み、情報公開に関する認知度が低いことから、住民にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表 4-6　アンケート調査項目

項　目	設　問
収集	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか。
取り組み	豊山町の 3R への取組に満足していますか。
情報公開	ごみ処理や 3R の情報提供に満足していますか。
清潔さ	街の清潔さに関して、あなたはどの程度満足していますか。

2．現状施策におけるごみ発生量の見込み

今後、ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を保持した場合のごみ排出量の見込みは、以下に示すとおりです。

（1）ごみ総排出量

ごみ総排出量の見込みは、図 4-11 に示すとおりです。

平成 20 年度に 1,504 グラムあった 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、令和 16 年度に 1,064 グラムまで減少する見込みです。

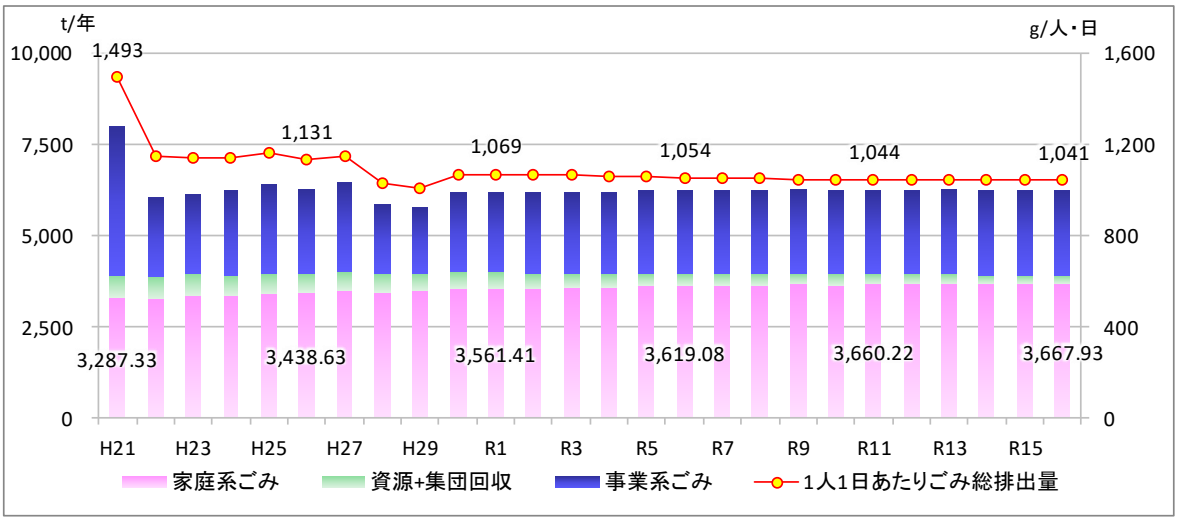

図 4-11　ごみ総排出量の見込み

（2）生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の見込みは、図 4-12 に示すとおりです。

令和 16 年度の 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、611 グラムまで減少する見込みです。

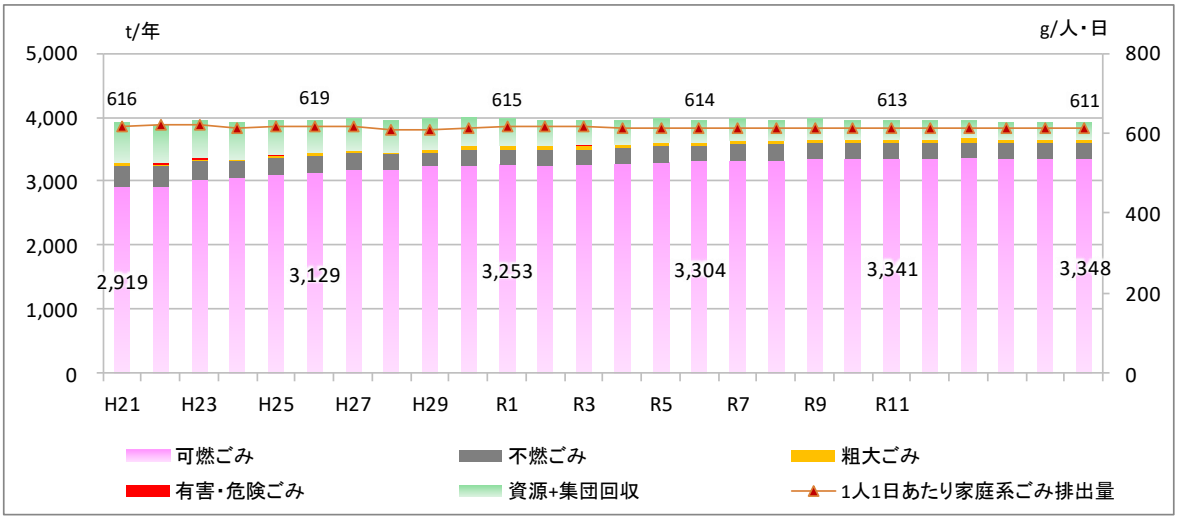

図 4-12　生活系ごみ排出量の見込み

（３）事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の見込みは、図 4-13 に示すとおりです。

事業系可燃ごみ、事業系生ごみのいずれも横ばいで推移する見込みですが、生活系ごみ排出量が減少するため、事業系ごみの割合が増加する見込みです。

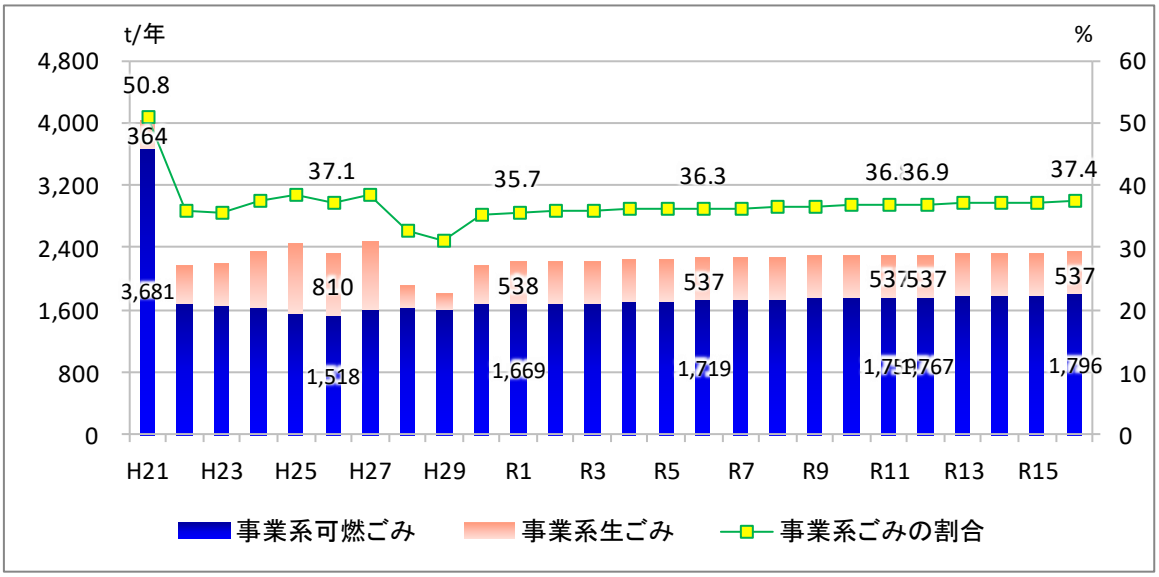

図 4-13　事業系ごみ排出量の見込み

（４）資源化量・リサイクル率

資源化量及びリサイクル率の見込みは、図 4-14 に示すとおりです。

資源回収及び集団回収により集められる古紙類が減少すると見込まれるため、資源化量及びリサイクル率は減少すると見込まれます。

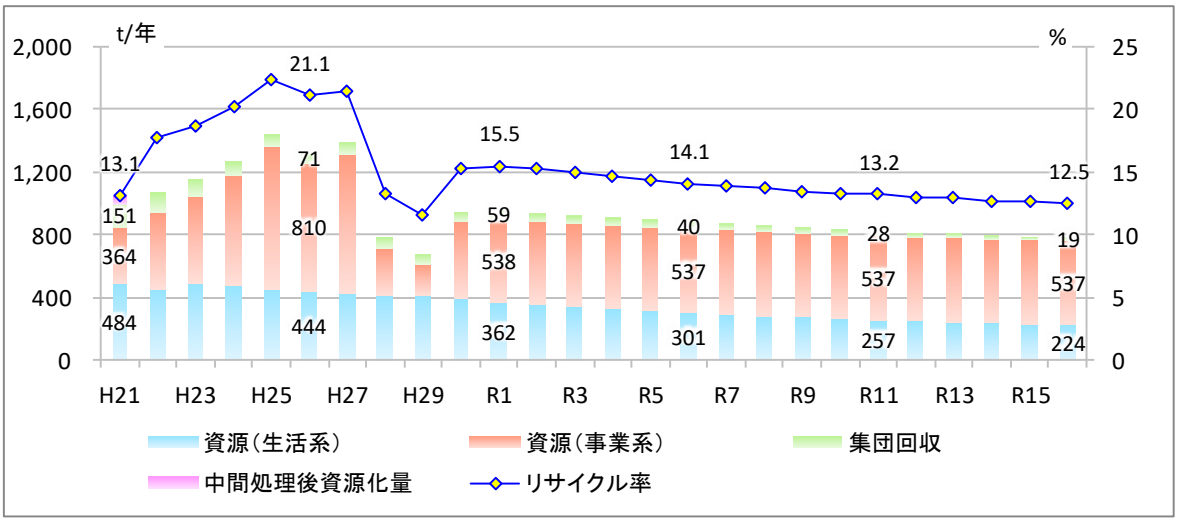

図 4-14　資源化量・リサイクル率の見込み

（５）最終処分量・最終処分率

最終処分量及び最終処分率の見込みは、図 4-15 に示すとおりです。

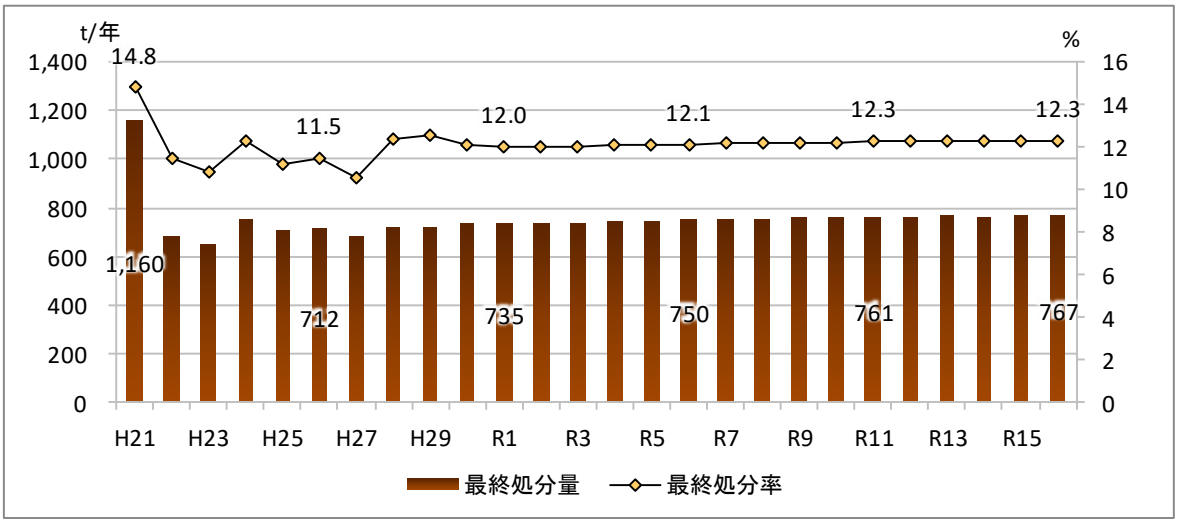

図 4-15　最終処分量・最終処分率の見込み

３．ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から抽出した課題と取り組みの方向性は、図 4-16 に示すとおりであす。

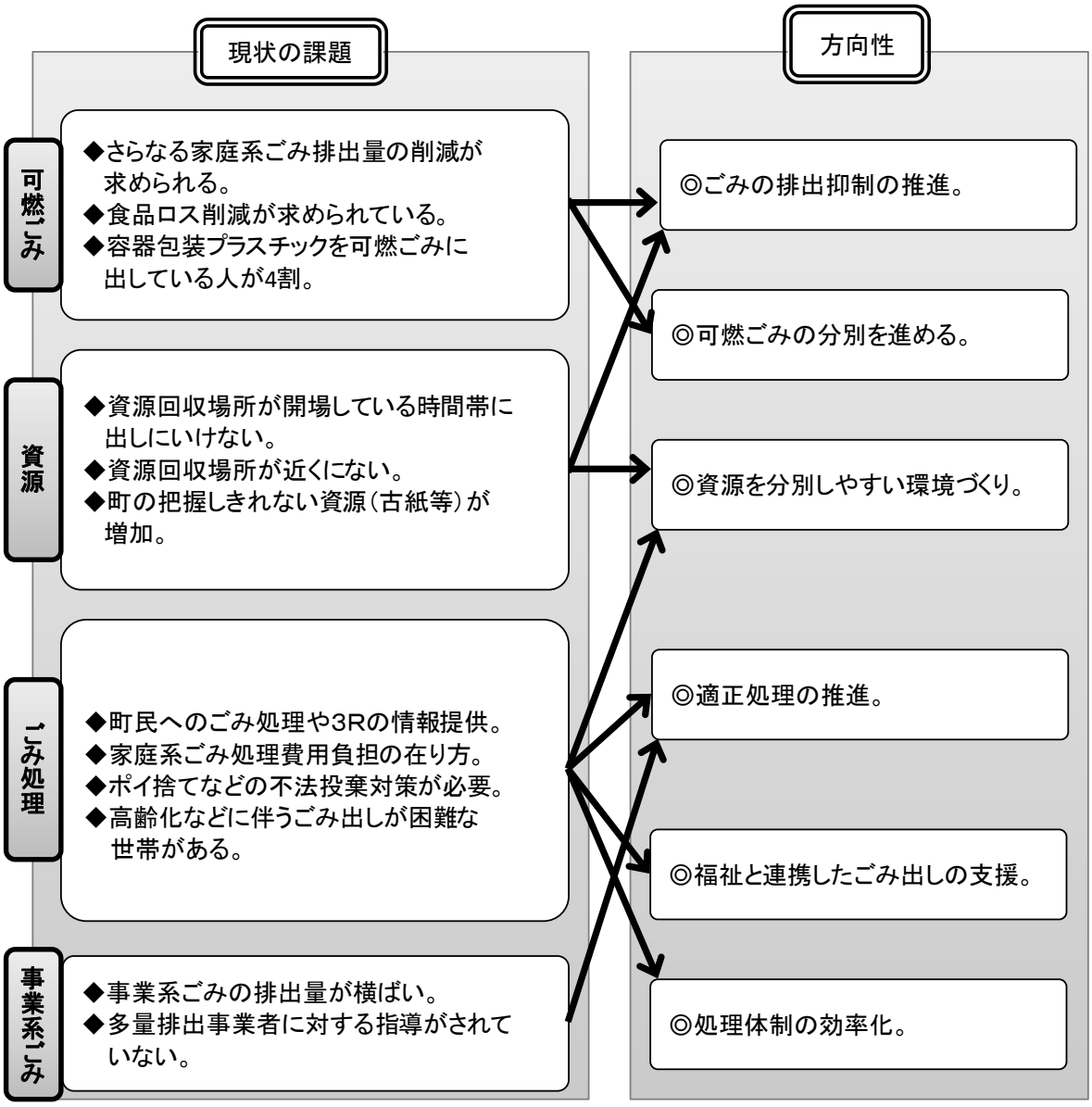

図 4-16　ごみ処理の課題

４．ごみ処理基本計画

（１）将来像・基本方針

本町では、第 5 次総合計画において、「小さくて キラリ と輝くまちづくり」を基本理念とし、「一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ」の実現を目指しています。

本計画においてもこれを踏まえて、ごみ処理の将来像を以下のとおりとします。

≪ごみ処理の将来像≫

地球にも人にも優しい持続可能なまち

≪基本方針≫

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食糧や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せるような、資源生産性の高い循環型社会を構築することです。

国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

この計画では、第三次計画に掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みを引き続き中核的な事項として重視しつつ、更に「持続可能な社会づくりとの総合的取り組み」について将来像を描き、数値目標と実施すべき取り組みを具体的に記載しています。

本町においても、総合計画における分野別方針の 1 つ「環境衛生・循環型社会」において、「町民、事業者、行政のそれぞれが環境に対する意識を高め、相互に連携し環境保全やごみの発生・排出を抑制する資源循環型社会の構築に向けた行動を実践しています。公害やごみの不法投棄などもなくなり、美しいまちとなっています。」という町のめざす姿を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

【廃棄物処理の基本方針】

１：不要なものはもらわない・つくらない（発生抑制：Refuse）
２：できる限り廃棄物を出さない。（発生抑制：Reduce）
３：同じ形状のまま再利用する。（再使用：Reuse）
４：物質として再資源化し、再生品を優先利用する。（再生利用：Recycle）
５：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。（適正処理）

（2）数値目標

令和 16 年度における数値目標は、「1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」とします。

１人１日当たり家庭系ごみ排出量を令和 16 年度に 540g/人・日とします。

事業系ごみ排出量を令和 16 年度に 5.0ｔ/日とします。

（３）施策の体系

表 4-7　施策一覧

施策・取り組み		基本方針		
		排出抑制	資源化	適正処理
施策１　ごみの発生抑制				
1-1	家庭系可燃ごみの食品ロス削減	○		
1-2	多量排出事業者への減量・資源化指導	○		
1-3	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	○		
1-4	集団回収の支援の検討	○		
施策２　広報・啓発				
2-1	広報ツールの充実	○	○	○
2-2	町民参加型のイベントへの支援・協力	○	○	○
2-3	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発	○	○	○
2-4	環境教育の推進	○	○	○
2-5	事業者に対しての広報啓発・指導	○	○	○
施策３　適正処理等の推進				
3-1	町民・事業者・行政の協働			○
3-2	資源回収の拡充			○
3-3	不法投棄対策の強化			○
3-4	ごみ出し困難者へのサポートの調査・研究		○	○
3-5	小売店での資源回収の推進	○	○	○

SDGs（持続可能な開発目標）には 17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

本町では SDGs の目標達成に貢献するため、本計画の施策・取り組みの中にその考え方を反映します。

① 取り組み内容

3 つの施策に基づく 15 の取り組み内容は、以下に示すとおりです。

表 4-8（1）取り組み内容

No.	取り組み	内　容
施策 1　ごみの発生抑制		
1-1	家庭系可燃ごみの食品ロス削減	食品ロス削減を推進するため、調査や削減手法の検討を行います。
1-2	多量排出事業者への減量・資源化指導	多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成指導を行います。
1-3	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	さらなるごみ減量に向けて、適正な処理料金の導入を検討します。
1-4	集団回収の支援	資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、公共施設等の場所の提供や回収業者の紹介、補助金制度の継続
施策 2　広報・啓発		
2-1	広報ツールの充実	ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や広報啓発が重要であることから、広報誌やホームページへの掲載など、広報ツールの充実を図ります。
2-2	町民参加型のイベントへの支援・協力	環境フェスティバルなどのイベント開催時に、ごみの減量・リサイクルの広報啓発、情報提供の充実を図ります。

目標 12.　持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット

・2030 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

・特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期的に盛り込むよう推奨する。大幅に削減する。

表 4-8（2）取り組み内容

No.	取り組み	内　容
施策 2　広報・啓発		
2-3	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及・広報啓発	ごみの発生・排出抑制を図るとともに、町民及び事業者のライフスタイルの変革、リサイクル意識の普及・広報啓発を充実します。
2-4	環境学習の推進	循環型社会の形成を目指した環境学習を推進する。ごみ問題の解決には、青少年の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図ります。
2-5	事業者に対しての広報啓発・指導	事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量・リサイクルの広報啓発・指導を行います。
施策 3　適正処理等の推進		
3-1	町民・事業者・行政の協働	町民、事業者及び町は、協働、連携し、ごみ減量施策に取組みます。
3-2	資源回収の拡充	プラスチック製容器包装の戸別収集と、資源回収の拠点として町民が日常的に利用できるよう常設の資源回収ステーションの整備や効率的な運用方法を検討します。
3-3	不法投棄等の対策強化	不法投棄やポイ捨てが多い場所等に対し重点的なパトロールの実施や、監視カメラの設置などを行い、不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりを進めます。
3-4	ごみ出し困難者へのサポートの調査・研究	高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、もしくは妊娠・育児などの理由によって、ごみの分別や資源の持ち運びが困難な方に対するごみ出しサポートの方策を検討していきます。
3-5	小売店での資源回収の推進	小売店が再使用、再生利用に取組み、ペットボトルやトレイ等を回収するよう、実施店舗の紹介等、協力体制を推進する。

目標 14.　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保持し、持続可能な形で利用する

ターゲット

・2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動のよる汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

② 施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表 4-9 に示すとおりです。

表 4-9　施策のスケジュール

No.	取り組み	年　度														
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1-1	家庭系可燃ごみの食品ロス削減	実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1-2	多量排出事業者への減量・資源化指導	実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1-3	家庭系ごみの適正な手数料負担の検討	実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
1-4	集団回収の支援の検討	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-1	広報ツールの拡充	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-2	町民参加型のイベントへの支援・協力	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-3	ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及・広報啓発	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-4	環境学習の推進	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
2-5	事業者に対しての広報啓発・指導	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
3-1	町民・事業者・行政の協働	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
3-2	資源回収の拡充	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→
3-3	不法投棄対策の強化	強化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
3-4	ごみ出し困難者へのサポートの調査・研究	検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
3-5	小売店での資源回収の推進	←	→	→	→	→	→	継続実施			→	→	→	→	→	→

（4）ごみ排出量及び処理量の見込み

① 人口推計

人口の将来予測は、豊山町第 4 次総合計画（平成 30 年 3 月）に示された人口の見通しを採用しました。

使用する将来人口は、表 4-10 及び図 4-17 に示すとおりです。

表 4-10　将来人口の推計結果

項目	和　暦	西　暦	人　口	備　考
実績	平成 22 年	2009 年	14,624 人	4 月 1 日
	平成 26 年	2013 年	15,113 人	
	平成 31 年	2018 年	15,811 人	
推計	令和元年	2019 年	15,823 人	計算値
	令和 2 年	2020 年	15,834 人	総合計画
	令和 3 年	2021 年	15,914 人	計算値
	令和 4 年	2022 年	15,994 人	
	令和 5 年	2023 年	16,074 人	
	令和 6 年	2024 年	16,154 人	
	令和 7 年	2025 年	16,234 人	総合計画
	令和 8 年	2026 年	16,268 人	計算値
	令和 9 年	2027 年	16,302 人	
	令和 10 年	2028 年	16,337 人	
	令和 11 年	2029 年	16,371 人	
	令和 12 年	2030 年	16,405 人	
	令和 13 年	2031 年	164-15 人	
	令和 14 年	2032 年	16,422 人	
	令和 15 年	2033 年	16,431 人	
	令和 16 年	2034 年	16,439 人	

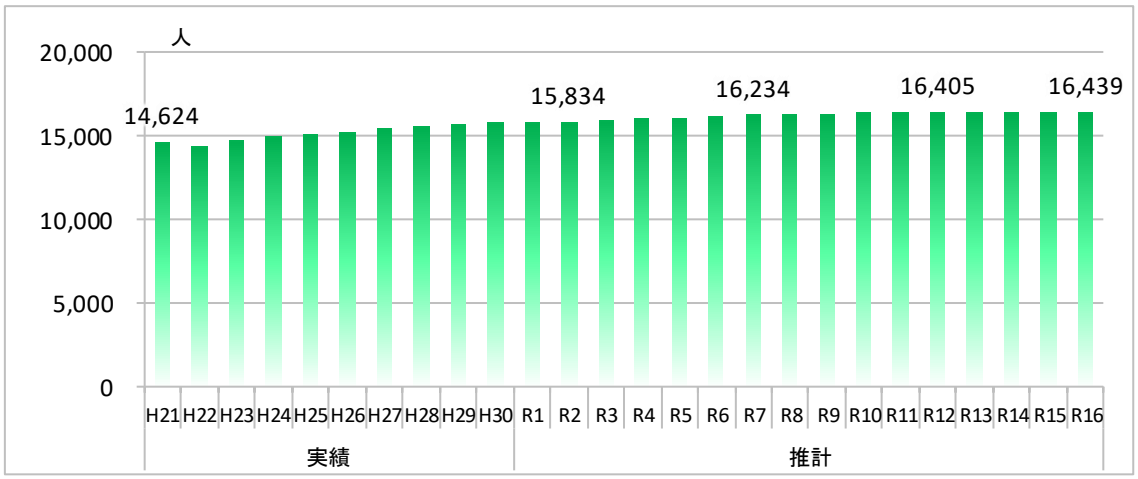

図 4-17　将来人口の推計結果

② ごみ総排出量の将来予測

本計画に記載した施策実施後のごみ総排出量の見込みは、図 4-18 に示すとおりです。

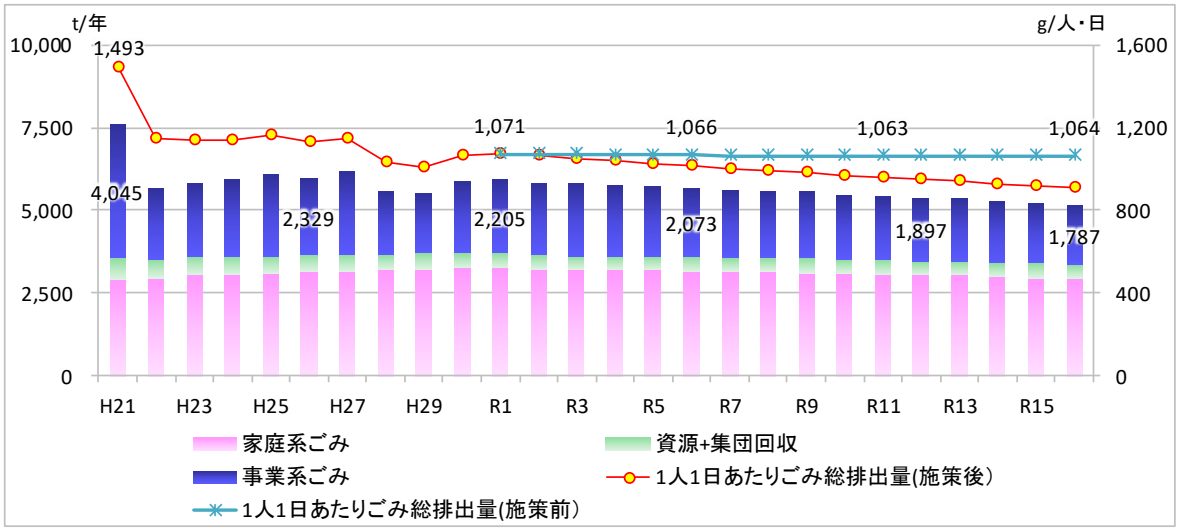

図 4-18　ごみ総排出量の見込み（施策実施後）

③　資源化量・リサイクル率の将来予測

本計画に記載した施策実施後の資源化量及びリサイクル率の見込みは、図 4-19 に示すとおりです。

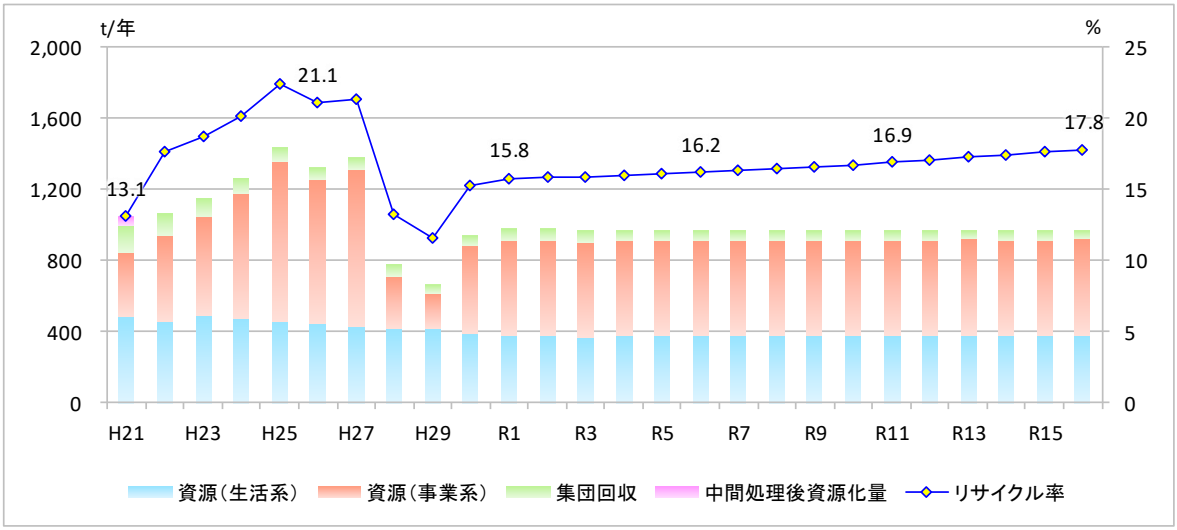

図 4-19　資源化量・リサイクル率の見込み（施策実施後）

④　最終処分量・最終処分率の将来予測

本計画に記載した施策実施後の最終処分量及び最終処分率の見込みは、図 4-20 に示すとおりです。

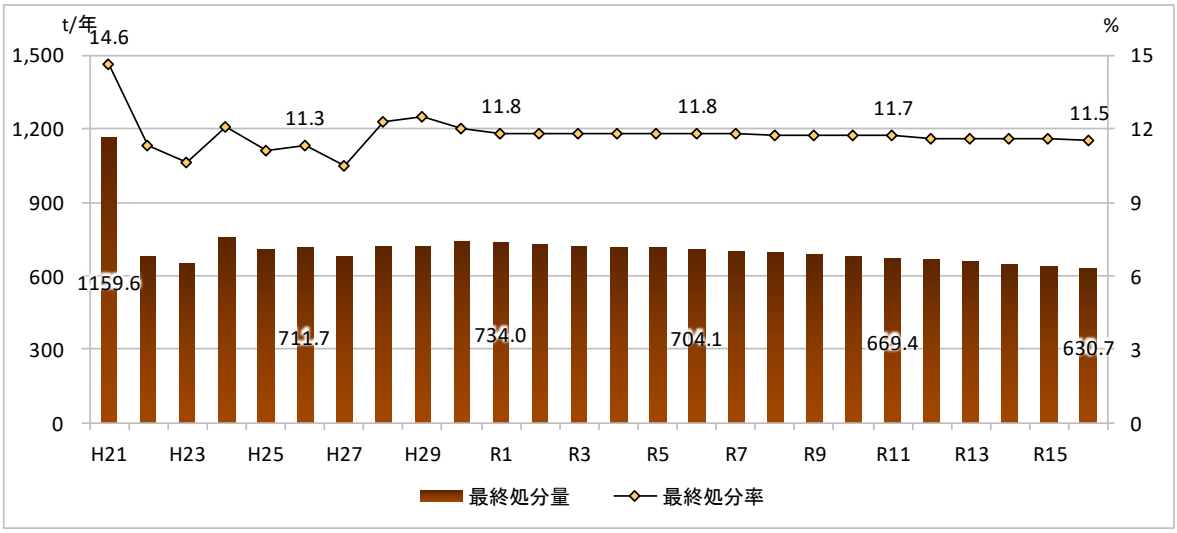

図 4-20　最終処分量・最終処分率の見込み（施策実施後）

（５）ごみ処理に関する基本的事項

① ごみ処理フロー

目標年度（令和 16 年度）におけるごみ処理フローは、令和元年度と同じ処理体制を継続します。

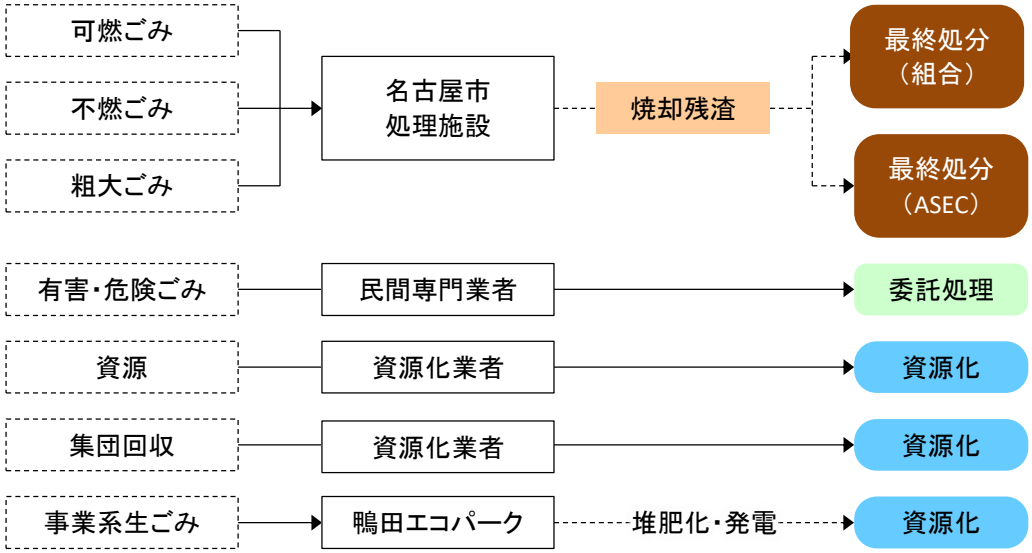

図 4-19　目標年度（令和 16 年度）におけるごみ処理フロー

② 収集・運搬計画

令和 16 年度における生活系ごみの収集・運搬体制は、表 4-11 に示す体制を目指します。

なお、事業系ごみの収集・運搬は、今後も許可業者による収集とします。

表 4-11　収集・運搬体制（令和 16 年度）

<table>
<tr><th colspan="2">分別項目</th><th>収集形態</th><th>収集方法</th><th>収集回数</th></tr>
<tr><td rowspan="6">家庭系ごみ</td><td>可燃ごみ</td><td rowspan="6">委託</td><td rowspan="2">路線収集</td><td>週 2 回</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>月 1 回</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>戸別収集</td><td>週 1 回</td></tr>
<tr><td>乾電池</td><td rowspan="3">拠点回収</td><td rowspan="3">随時</td></tr>
<tr><td>ライター</td></tr>
<tr><td>蛍光灯・体温計</td></tr>
<tr><td rowspan="10">資源</td><td>プラスチック製容器包装</td><td rowspan="10">委託</td><td>路線収集</td><td>週 2 回</td></tr>
<tr><td>びん</td><td rowspan="8">ステーション回収</td><td rowspan="5">月 2 回</td></tr>
<tr><td>缶</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>食品トレイ</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>古紙類</td><td rowspan="2">月 1 回</td></tr>
<tr><td>古布類</td></tr>
<tr><td>上記資源</td><td>拠点回収</td><td>毎週
金・土・日</td></tr>
</table>

③　中間処理計画

令和 16 年度における中間処理体制は、表 4-12 に示すとおりです。

表 4-12　中間処理体制（令和 16 年度）

<table>
<tr><th colspan="2">分別項目</th><th>処理施設</th><th>処理方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="3">名古屋市</td><td>焼却（溶融）処理→最終処分</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td rowspan="2">破砕処理後選別し、焼却（溶融）処理、資源化、最終処分</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td rowspan="11">委託業者</td><td rowspan="3">一時保管し、委託業者により資源化</td></tr>
<tr><td colspan="2">ライター</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光灯・体温計</td></tr>
<tr><td rowspan="9">資源</td><td>びん</td><td rowspan="9">委託業者により資源化</td></tr>
<tr><td>缶</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td></tr>
<tr><td>食品トレイ</td></tr>
<tr><td>古紙類</td></tr>
<tr><td>古布類</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>小型家電</td></tr>
</table>

④　最終処分計画

令和 16 年度における最終処分は、現状と同様に名古屋市ごみ処理施設で委託処理を行った中間処理後の焼却残渣を、組合の所有する藤岡最終処分場及び公益財団法人愛知臨海環境整備センターの最終処分場で埋立処分を行います。

なお、最終処分の管理・運営は、現状通り組合が主体となって行います。

第５章　生活排水処理基本計画

１．生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水施設等）及び個別処理施設（浄化槽等）があります。

本町の下水道は、新川流域関連公共下水道として整備しています。新川流域下水道には新川東部処理区と新川西部処理区があり、公共下水道を整備しています。新川東部処理区は、本町と北名古屋市の 1 市 1 町で構成されています。新川東部浄化センターは九之坪地区と二子地区の境にあり、平成 20 年 3 月 31 日から利用可能となりました。新川西部処理区は清須市と北名古屋市と稲沢市の 3 市で構成されています。新川西部浄化センターは清須市内にあり、平成 25 年 3 月 31 日から利用可能となりました。

下水道に接続するための排水設備工事には、トイレの水洗化や浄化槽の処理など多額の費用が必要となるため、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給制度を定めて、改造資金の融資あっせんとその融資に対する利子の補給を行い、接続率向上に努めています。

平成 9（1997）年 6 月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、以降、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、平成 13（2001）年 4 月の浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならないこととされています。

本町のし尿の収集・運搬については、本町が許可した業者が行っています。

２．生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
流域関連公共下水道 （流域下水道に接続）	し尿、生活雑排水	豊山町 （流域下水道は愛知県）
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人など
単独処理浄化槽	し尿	個人など
汚泥再生処理施設	し尿、浄化槽汚泥	北名古屋衛生組合

３．生活排水の処理体系

本町における生活排水の処理体系は、図 5-1 に示すとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理をしている施設は、流域関連公共下水道と、個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

これらの施設で処理している人口は約 80%で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥とくみ取り便槽のし尿は、組合の汚泥再生処理施設「鴨田エコパーク」で処理され、し尿汚泥と生ごみ（事業系一般廃棄物）、メタン発酵してバイオガスを生成し発電を行うとともに、肥料を製造し資源化を行っています。

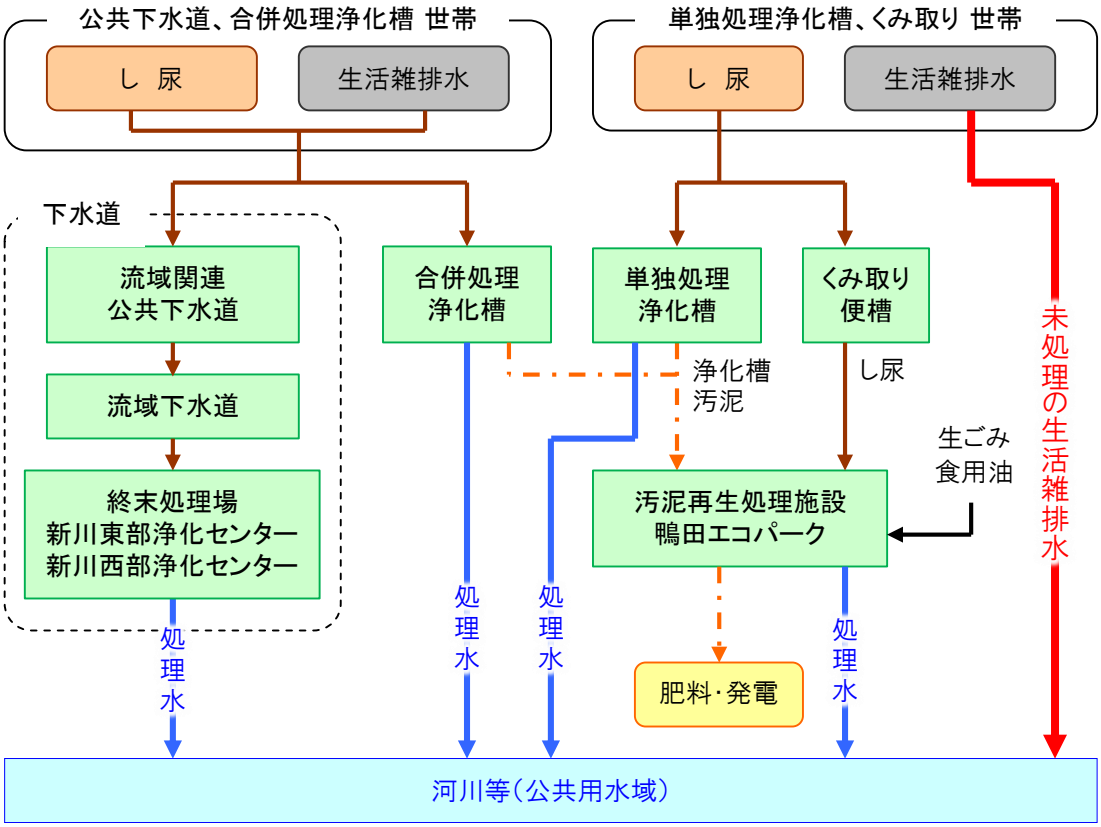

図 5-1　生活排水の処理体系

4. 生活排水処理形態別人口の推移

本町における過去 10 年間の処理形態別人口の推移は、表 5-2 及び図 5-2 に示すとおりです。

公共下水道の普及に伴い、平成 30 年度の生活排水処理率は約 80%まで向上しました。

表 5-2　生活排水処理形態別人口の推移

区 分	単位	実績									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
計画処理区域内人口	人	14,095	14,048	14,144	14,857	15,129	15,129	15,286	15,467	15,622	15,766
水洗化・生活雑排水処理人口	人	7,671	8,176	8,736	9,678	10,350	10,350	11,387	11,969	12,384	12,796
公共下水道人口	人	1,204	2,031	2,868	3,867	4,811	4,811	6,595	7,552	8,191	8,853
合併処理浄化槽人口	人	6,467	6,145	5,868	5,811	5,539	5,539	4,792	4,417	4,193	3,943
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	5,894	5,458	5,084	4,914	4,572	4,572	3,778	3,409	3,166	2,914
単独処理浄化槽人口	人	5,894	5,458	5,084	4,914	4,572	4,572	3,778	3,409	3,166	2,914
非水洗化人口	人	530	414	324	265	207	207	121	89	72	56
し尿人口（くみ取り）	人	530	414	324	265	207	207	121	89	72	56
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	54.4	58.2	61.8	65.1	68.4	68.4	74.5	77.4	79.3	81.2

備考：人口は 10 月 1 日現在

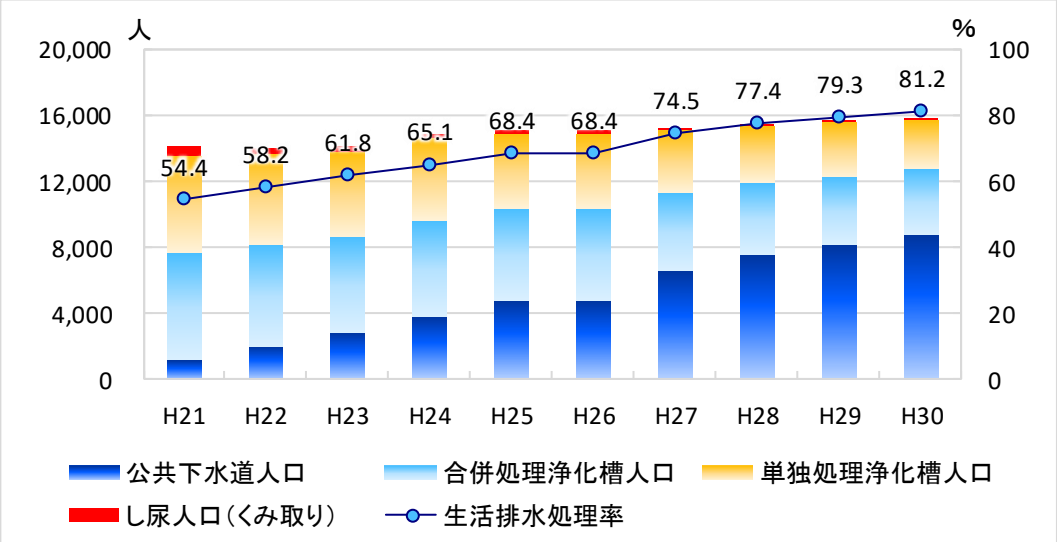

図 5-2　生活排水処理形態別人口の推移

５．し尿及び汚泥の発生状況

本町における過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移は、表 5-3 及び図 5-3 に示すとおりです。

浄化槽人口及びし尿人口の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥発生量も減少しています。

表 5-3　し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

区 分		単位	実績									
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
			2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
発生量	し　　尿	kL/年	676	622	555	511	458	439	404	390	355	305
	浄化槽汚泥	kL/年	5,247	5,149	5,311	4,954	5,263	5,315	4,821	5,540	6,113	6,932
	合　　計	kL/年	5,923	5,771	5,866	5,465	5,721	5,754	5,225	5,930	6,468	7,237
	１日平均排出量	kL/日	16.2	15.8	16.0	15.0	15.7	15.8	14.3	16.2	17.7	19.8

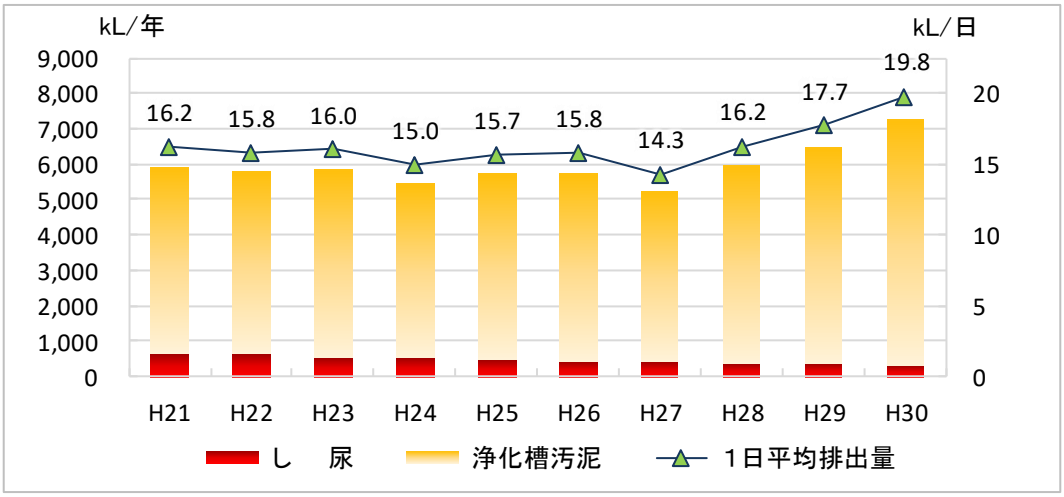

図 5-3　し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

6. 生活排水処理費用の推移

本町における過去 10 年間の１人１年あたりの生活排水処理費用の推移は、表 5-4 及び図 5-4 に示すとおりです。

１人１年あたりの処理費用は増加傾向にあります。

表 5-4　し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

区分	単位	実績									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
計画処理区域内人口	人	12,891	12,017	11,276	10,990	10,318	10,318	8,691	7,915	7,431	6,913
生活排水処理費用	千円/年	121,787	123,536	115,199	127,241	121,963	124,091	129,500	120,995	125,938	118,204
１人あたり処理費用	円/人・年	9,447	10,280	10,216	11,578	11,820	12,027	14,900	15,287	16,948	17,099
し尿発生量	kL/年	676	622	555	511	458	439	404	390	355	305
浄化槽汚泥発生量	kL/年	5,247	5,149	5,311	4,954	5,263	5,315	4,821	5,540	6,113	6,932

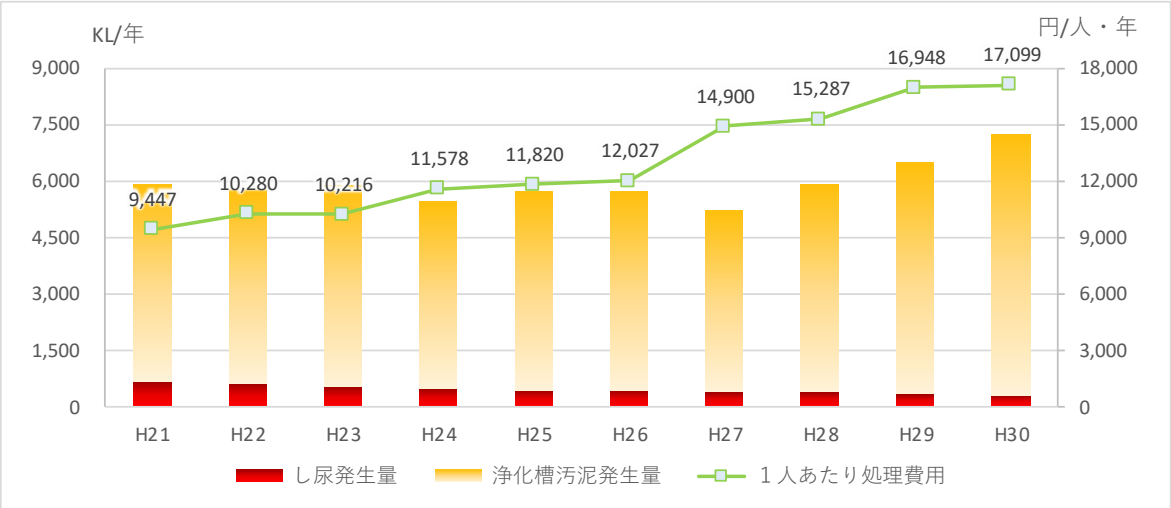

図 5-4　生活排水処理費用の推移

7. 収集・運搬

本町における収集・運搬体制は、表 5-5 に示すとおりです。

表 5-5　収集・運搬体制

区分	収集運搬	業者数	収集回数	収集方法
し尿	委託業者	1 社	随時	各戸
浄化槽汚泥	許可業者	1 社	年 1 回以上	各戸

8．生活排水処理施設

（1）下水道

本町の下水道の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-6　下水道の概要

項　目			新川東部浄化センター	新川西部浄化センター
計画目標年度			令和7年度	
将来行政人口(人)			83,970	
計画面積（ha)			1,332.8	46.2
計画人口（人）			76,780	1,300
家庭汚水量原単位（ﾘｯﾄﾙ/人・日）	日平均	生活	275	275
		営業	55	55
		計	330	330
	日最大		440	440
	時間最大		660	660
地下水量原単位（ﾘｯﾄﾙ/人・日）			66	66
計画汚水量（m^3/日）	日平均		37,417	575
	日最大		46,689	718
	時間最大		69,363	1,062

（2）汚泥再生処理施設

本町の汚泥再生処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-7　汚泥再生処理センターの概要

名　　称	北名古屋衛生組合　鴨田エコパーク
所　在　地	北名古屋市九之坪五反地80番地
処理能力	し尿14kL/日、浄化槽汚泥96kL/日、生ごみ7.14t/日
水処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式（浄化槽汚泥対応型）＋高度処理
資源化方式	「メタン発酵→発電」、「堆肥化→農地還元」
放　流　先	排水路→1級河川鴨田川
敷地面積	7,000.32m^2
供用開始	平成17年4月

９．生活排水処理の課題

（１）生活排水処理率の向上

愛知県と全国の生活排水処理の実態について、「平成29年度一般廃棄物処理実態調査」（環境省）によると、愛知県の生活排水処理率は86.3%でした。

愛知県では下水道整備の推進による生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

平成 29 年度における本町と愛知県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 5-8 に示すとおりです。

表 5-8　生活排水処理形態別人口比較

区　分			単位	豊山町	愛知県	全国
計画処理区域内人口			人	15,622	7,547,124	127,718,374
	水洗化・生活雑排水処理人口		人	12,384	6,511,894	110,579,691
		下水道人口	人	8,191	5,525,111	95,702,906
		コミュニティ・プラント	人	0	10,948	320,123
		合併浄化槽人口	人	4,193	975,835	14,556,662
	水洗化・生活雑排水未処理人口		人	3,166	903,911	10,542,991
		単独処理浄化槽人口	人	3,166	903,911	10,542,991
	非水洗化人口		人	72	131,319	6,595,692
		し尿人口（くみ取り）	人	72	131,233	6,528,065
		自家処理人口	人	0	86	67,627
生活排水処理率			%	79.3	86.3	86.6

本町では、水洗化促進として「水洗便所改造資金等融資あっせん制度」や「浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金制度」、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽への転換を図る施策（浄化槽設置整備事業）により生活排水処理率の向上を図ってきましたが、平成 29 年度の生活排水処理率 79.3%は、全国の 86.6%や愛知県の 86.3%を下回っています。

住宅が集中している地域では集合処理の利点を活かして、公共下水道の整備を推進する一方、農地などが広がり住宅などが散在する地域では個別処理の利点を活かして、既存のくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水処理率を向上させる必要があります。

（2）浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査（浄化槽の 3 つの義務）について、愛知県は全国でも受験率の低い地域（11 条定期検査受験率：50.4%　平成 29 年度年度）であり、浄化槽の 3 つの義務をおこなっていない世帯が半数を占めています。

こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があるため、一層の周知を図る必要があります。

（3）下水道整備

本町は、平成 13 年より新川流域下水道関連の公共下水道として市街地を中心に事業着手しています。

しかし、下水道未普及の早期解消や管理する下水道施設の増大など、下水道整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しているうえ、地方財政が厳しい状況にあるため、下水道整備の一層の効率化を図る必要があります。

１０.基本方針

本町では第 5 次総合計画において、「小さくて キラリ と輝くまちづくり ～一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ～」を次世代に向けた将来像として定めています。

生活排水処理に関する環境像は、「快適で活気あふれるコンパクトなまち」を掲げ、基本施策として下水道の整備促進や下水道の接続促進が取り組み事項としています。

本計画においてもこれを踏まえて、生活排水処理の将来像及び基本方針を以下のとおりとします。

≪生活排水処理の将来像≫

身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、
生活排水処理率 100%を目指す。

≪生活排水処理の基本方針≫

基本方針１

公共下水道整備区域では、早期の下水道接続を促進する。

基本方針２

公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を促進する。

基本方針３

単独処理浄化槽世帯では、合併処理浄化槽への転換を推進する。

基本方針４

浄化槽維持管理徹底のため、浄化槽管理者への指導・啓発を検討する。

基本方針５

し尿・浄化槽汚泥は、鴨田エコパークにて安全で安定した処理を行う。

１１.生活排水処理に係る方策

基本方針に基づき定める生活排水処理に係る方策は、以下の通りとします。

≪公共下水道の推進≫

公共下水道整備区域は、生活排水処理の早期実現を目指し、下水道整備計画の進捗を順守し、その整備推進を図る。

≪公共下水道による水洗化率の向上≫

公共下水道供用開始区域では、水洗化率 100%を目指し、早期の接続を促すよう広報啓発を図る。

≪合併処理浄化槽の普及≫

下水道整備区域外は、合併処理浄化槽の普及促進するため、設置補助などの支援を行う。

≪合併処理浄化槽への転換≫

単独処理浄化槽の廃止に伴う合併処理浄化槽への転換を図るため、広報啓発に努める。

≪浄化槽の適正な維持管理≫

浄化槽の機能が充分発揮されるよう、適正な維持管理の実施の重要性について広報啓発に努める。

≪し尿及び浄化槽汚泥の適正処理≫

鴨田エコパークでは、し尿及び浄化槽汚泥が適正に処理されるよう、北名古屋衛生組合及び北名古屋市と連携して施設の維持管理に努めるとともに、安定処理のため処理不適物の混入を防ぐよう広報啓発を行う。

１２.基本計画

（１）生活排水処理の数値目標

令和 16 年度における生活排水処理率の目標及び生活排水処理形態別人口は、以下に示すとおりです。

令和 16 年度の生活排水処理率を１００％にします。

※汚水処理適正構想においては、令和 12 年度の生活排水処理率 100%を掲げています。

表 5-9　目標年次における生活排水処理形態別人口

区 分	単位	現在	目標年次
		H30	R16
		2018年度	2034年度
計画処理区域内人口	人	15,740	16,439
水洗化・生活雑排水処理人口	人	12,796	16,439
公共下水道人口	人	8,853	16,439
合併処理浄化槽人口	人	3,943	0
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,914	0
単独処理浄化槽人口	人	2,914	0
非水洗化人口	人	30	0
し尿人口（くみ取り）	人	30	0
自家処理人口	人	0	0
生活排水処理率	%	81.3	100.0

（２）生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、本町全域とし、公共下水道整備区域以外は、合併処理浄化槽により整備を行います。

（3）施設及びその整備計画の概要

本町の生活排水処理における主要事業である下水道事業の概要は以下のとおりである。

表 5-10　下水道事業概要

項　目			新川東部浄化センター	新川西部浄化センター
計画目標年度			令和7年度	
将来行政人口（人）			83,970	
計画面積（ha）			1,332.8	46.2
計画人口（人）			76,780	1,300
家庭汚水量原単位（ﾘｯﾄﾙ/人・日）	日平均	生活	275	275
		営業	55	55
		計	330	330
	日最大		440	440
	時間最大		660	660
地下水量原単位（ﾘｯﾄﾙ/人・日）			66	66
計画汚水量（m^3/日）	日平均		37,417	575
	日最大		46,689	718
	時間最大		69,363	1,062

（４）し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿、浄化槽汚泥は、これまでどおり、鴨田エコパークにおいて適正処理を実施していきます。

① 収集運搬計画

ア　収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行とおり本町全域とします。

イ　収集運搬の主体

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が一体の業務としてバキューム式汚泥収集車で行っています。

今後も、この体制を継続していくとともに、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

②　中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、鴨田エコパークに処理・処分を委託します。

１３.普及啓発のための方策

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流水が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、愛知県が定める「生活排水対策に関する基本方針」に則り町民・事業者・行政各々で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

また、個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理により下水道と同等の処理性能が発揮できることを周知し、本町が設置している「水洗便所改造資金等融資あっせん制度」の活用による設置促進を働きかけていきます。

第６章　計画の推進

１．低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、本町でも低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮して取り組みを進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりが求められています。

このため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取り組みを推進します。

また、本町は一般廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を、名古屋市、北名古屋衛生組合及び民間業者に委託しています。化石燃料使用量の抑制や、温室効果ガス排出量の削減に貢献するため、ごみの発生抑制や適切な分別を推進していくことで処理量の低減を進め、また、生活排水対策を推進することで森・里・川・海の自然なつながりを支えていきます。

２．計画の推進と公表

本計画の推進には、町民・事業者・行政の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」（Plan）・「実行」（Do）・「評価」（Check）・「見直し」（Action）のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開することにより情報提供を行います。

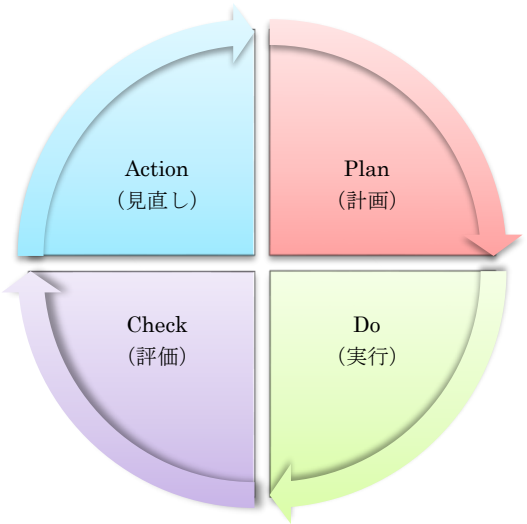

図７　PDCA サイクル